

三角縁神獸鏡の研究

——型式分類編——

小林 行 雄

- 1 序 説
- 2 三角縁神獸鏡同範鏡目録
- 3 内区主文の配置による型式分類
- 4 銘帯および文様帯による検討
- 5 細部の表現による検討
- 6 結 語

1 序 説

三角縁神獸鏡と総称する鏡のうちには、中国鏡と仿製鏡との両者をふくむので、まずその区別を行ない、さらに内区の主文を構成する神像・獸形の数によって、二神二獸鏡・三神三獸鏡・四神四獸鏡あるいは三神五獸鏡などとよびわけるとは、従来から慣例となっている。あるいは、内区の外周をめぐる銘帯の頭句から吾作・某氏作・新作などの文字を抽出し、銘帯のない場合には、これにかわる文様帯が獸文・唐草文・櫛齒文・複線波文などのいずれであるかを、鏡名のうちに冠記する方法も、早くから採用してきたものである。

これらの分類とは観点を異にするのが、さきに提唱した複像式鏡と単像式鏡との区別^③であった。すなわち、四神四獸鏡における神像・獸形の配置に、各二個の神像あるいは獸形を並置するものと、神像および獸形を一個ずつ交互におくものがあることを指摘し、前者を複像式、後者を単像式と命名した。その結果として、四神四獸鏡のうちで、長文の銘帯をもつものは複像式鏡であり、「天王日月」などの短句を文様帯中に挿入するものは単像式鏡に多いことを明らかにした。また三神三獸鏡のばあいは、神像・獸形の総数による制約をうけて、すべて単像式鏡としての配置をとることも言及した。

しかし、さらに三角縁神獸鏡の検討をすすめた結果、複像式鏡と単像式鏡との中間式ともいべき配置法を用いた鏡があることを気づくにいった。そこであらためて、三角縁神獸鏡における神像・獸形の配置法を、その原理にまで遡って分析し、これを型式分類の基準にしようとするのが、本稿の主旨である。とくに配置法の原理という表現を用いたのは、三角縁神獸鏡における内区の主文の構成は、ほぼ等面積に分割した四区または六区の区画にもとづいて、神像・獸形の配置を種々に考案したことを認めえたからである。しかも、三角縁神獸鏡の大部分は、その分割線上において、ふつうは内区の周縁に近い位置に配置した四個または六個の乳により、当初の区画を明示しているのである。

なお、こうして識別した各種の配置法が、計画的なものであることを傍証するために、内区の外周をめぐる銘帯ないし文様帯の種類のほか、外区の内側斜面における鋸歯文帯の有無、あるいは鈕座・乳座の型式の相違などとの関係を、あわせて考察の参考とした。

ただし、既知の三角縁神獸鏡はおびただしい量にのぼるので、便宜上、本稿では重点を同範鏡におき、必要なばあいにかぎって同範鏡以外の資料を使用することにした。あえて同範鏡に重点をおいた理由の一半は、三角縁神獸鏡の分類を改訂した結果として、従来、著者が使用してきた同範鏡番号^④の順序にも変更をきたすにいたったので、それをこの機会に発表しようとしたことにもある。したがって、新しい分類の方法を説明するまえに、まず資料として同範鏡目録^④を掲げ、また、その細部一覧表（第一表）を作成して考察の基礎とする。なお、新しい同範鏡目録によって、その分有関係を図示したが（第一図）、本稿では型式分類

に主眼をおいたので、この図の詳細な解説は他の機会にゆずることにした。

2 三角縁神獸鏡同范鏡目錄

1 尚方作竜虎獸帶鏡（平縁）

〔銘〕「尚方作竟大毋傷、巧工刻之成文章、白虎師子居中央、寿如金石佳自好、上有山人不知老兮」（右廻）

〔同范鏡〕 兵庫県揖保郡新宮町吉島古墳^{よしま}。梅原末治「揖保郡香島村吉島古墳」（『兵庫県史蹟名勝天然紀念物調査報告書』第二輯、大正四年）第三五図版。

京都市右京区樫原一本松塚古墳。梅原末治「川岡村岡の古墳」（『京都府史蹟勝地調査会報告』第二冊、大正九年）図版第二八（一）。

2 竜虎画像帶鏡

〔同范鏡〕 岡山市湯迫車塚古墳。東京国立博物館編『日本考古展目錄』（昭和四四年）七四頁三図。

奈良市大和田町丸山古墳（伝）。『奈良市史（考古編）』（昭和四三年）図版一五。

滋賀県野洲郡野洲町小篠原大岩山古墳。梅原末治「近江国野洲郡小篠原大岩山の一古墳調査報告」（『考古学雑誌』第二二卷第一号、大正一〇年）第三図。

群馬県富岡市南後箇北山古墳。後藤守一『古墳聚英（上篇）』（昭和一七年）図版第三九10。

3 波文帯竜虎鏡

〔同范鏡〕 大阪府和泉市上代町黄金塚古墳東櫛。末永雅雄・島田暁・森浩一『和泉黄金塚古墳』（昭和二九年）図版第二七1。

京都府相楽郡山城町椿井大塚山古墳。梅原末治『椿井大塚山古墳』（昭和三九年）図版二七上。

4 正始元年陳是作重列式神獸鏡

〔銘〕「□始元年、陳是作鏡、自有経迷、本自蒞□、杜地命出、寿如金石、保子宜孫」（右廻）

〔同范鏡〕 兵庫縣豐岡市森尾古墳。梅原末治「出石郡神美村の古墳」（『兵庫縣史蹟名勝天然紀念物調查報告書』第二輯、大正一四年）第四〇図版一。

群馬縣高崎市柴崎町蟹沢柴崎古墳。後藤守一『古鏡聚英（上篇）』（昭和一七年）図版第六五3。

5 天王日月・獸文帶變形重列式神獸鏡

〔銘〕「天王日月」（外向）七個所

〔同范鏡〕 岡山市湯迫車塚古墳。東京國立博物館編『日本考古展目錄』（昭和四四年）七五頁図10。

京都府相樂郡山城町椿井大塚山古墳。梅原末治『椿井大塚山古墳』（昭和三九年）図版第二三上。

靜岡縣小笠郡小笠町上平川大塚古墳。後藤守一『古鏡聚英（上篇）』（昭和一七年）図版第六五1。

五島美術館藏。西田守夫「三角縁神獸鏡の同范關係資料」（『ミュージアム』第二三二号、昭和四五年）第四図。

6 陳氏作神獸車馬鏡 X型式

〔銘〕「陳氏作鏡用青同、上有仙人不知、君宜高官、保子宜孫、長寿」（右廻）

〔同范鏡〕 岡山市湯迫車塚古墳。小林行雄『古墳時代の研究』（昭和三六年）口絵7。付図一

山梨縣東八代郡中道町下曾根銚子塚古墳。上田三平「銚子塚古墳」（文部省『史蹟調查報告』第五輯、昭和五年）図版第二〇下。

群馬縣藤岡市三本木（伝）。後藤守一『漢式鏡』（大正一五年）六〇八頁。

7 陳氏作神獸車馬鏡 X型式

〔銘〕「陳氏作鏡甚大好、上有仙人不知老、君宜高官、保子宜孫、寿如金石」（右廻）

〔同范鏡〕 岡山市湯迫車塚古墳。小林行雄『古墳時代の研究』（昭和三六年）口絵6。付図二

奈良縣北葛城郡河合村佐味田宝塚古墳。梅原末治『佐味田及新山古墳研究』（大正一〇年）図版第八（一）。

8 陳是作四神二獸鏡 X型式

〔銘〕「陳是作竟甚大好、上有王父母、左有倉龍右白虎、宜遠道相保」(右廻)

〔同範鏡〕岡山市湯迫車塚古墳、二面。小林行雄『古墳時代の研究』(昭和三十六年)口絵8。付図三

京都府相楽郡山城町椿井大塚山古墳。梅原末治『椿井大塚山古墳』(昭和三十九年)図版第一四上。

神奈川県平塚市真土大塚山古墳。日野一郎「真土・大塚山古墳」(平塚市文化財保護委員会編『平塚市文化財調査報告書』第三集、昭和三十七年)第一図。

9 新作徐州銘四神四獸鏡(複像式) C型式

〔銘〕「新作明竟、幽律三剛、配德君子、清而且明、銅出徐州、師出洛陽、周文刻鏤、皆作文章、取者大吉、宜子孫」(右廻)

〔同範鏡〕岡山市湯迫車塚古墳。小林行雄『古墳時代の研究』(昭和三十六年)口絵10。付図四

京都府乙訓郡向日町北山古墳。梅原末治「向日町向神社付近の古墳」(『京都府史蹟勝地調査会報告』第二冊、大正九年)図版第三一上。梅原末治『椿井大塚山古墳』(昭和三十九年)が、本鏡を15吾作徐州銘四神四獸鏡と「全く同形同銘である」と記しているのは誤りである。

10 張氏作三神五獸鏡(複像式) B型式

〔銘〕「張氏作鏡真巧、仙人王喬赤松子、師子辟邪世少有、渴飲玉泉飢食棗、生如金石天相保兮」(右廻)

〔同範鏡〕京都府相楽郡山城町椿井大塚山古墳。梅原末治『椿井大塚山古墳』(昭和三十九年)図版第一一。ただし上下二図は同一鏡の重出であり、また梅原が上下の鏡を異なるものとして銘を二種に読みわけているのは、いずれも誤りである。付図五

群馬県藤岡市三本木(伝)。後藤守一『漢式鏡』(大正一五年)第四三一図。

泉屋博古館蔵、二面。『泉屋清賞』鑑鏡部第一冊(大正一二年)第二三図・第二四図。

11 吾作三神五獸鏡(複像式) B型式

〔銘〕「吾作明竟甚大好、上有神守及龍虎、身有文章口銜巨、古有聖人東王父西王母、渴飲玉淫飢食棗、寿如金石」(右廻)

〔同範鏡〕京都府相楽郡山城町椿井大塚山古墳。東京国立博物館編『日本考古展目録』(昭和四四年)七〇頁図9。ただし梅原末治『椿

井大塚山古墳』（昭和三九年）には本鏡の掲載を失念している。付図六

岐阜県可児郡可児町（伝）。南山大学人類学研究所蔵。伊藤禎樹教示。

千葉県香取郡小見川町城山古墳。東京国立博物館編『日本考古展図録』（昭和四五年）一一八頁図1。

12 吾作三神五獸鏡（複製式） B型式

〔銘〕「吾作明竟甚大好、上有神守及龍虎、古有聖人東王父、渴飲玉全飢食棗、寿如金石」（左廻）

〔同范鏡〕京都府相楽郡山城町椿井大塚山古墳、二面。梅原末治『椿井大塚山古墳』（昭和三九年）図版第一四下・第一五。付図七

愛知県豊田市古墳（伝）。『大阪市立博物館報』三（昭和三九年）図版四中。

13 吾作四神四獸鏡（中間式） E型式

〔銘〕「吾作明竟甚大好、上有神守及龍虎、身有文章口銜巨、古有聖人東王父西王母、渴飲玉淫、五男二女、長相保吉昌」（左廻）。内区の二神像間にそれぞれ「東王父」「西王母」の文字がある。

〔同范鏡〕京都府相楽郡山城町椿井大塚山古墳。梅原末治『椿井大塚山古墳』（昭和三九年）図版第二三。

奈良県北葛城郡広陵町大塚新山古墳。梅原末治『佐味田及新山古墳研究』（大正一〇年）図版第二九（一）。付図九

14 吾作四神四獸鏡（複製式） A型式

〔銘〕「吾作明竟甚大工、上有王喬以赤松、師子天鹿其□龍、天下名好世無雙」（左廻）

〔同范鏡〕福岡県京都郡苅田町南原石塚山古墳。京都新聞社編『耶馬台国展』五三頁図左下。

広島県安佐郡高陽町中小田古墳。東京国立博物館編『日本考古展図録』（昭和四五年）一〇四頁下図。付図一〇

大阪府枚方市枚方万年山古墳。『大阪二千六百年史展観図録』（昭和一五年）図版一〇。

京都府相楽郡山城町椿井大塚山古墳、二面。梅原末治『椿井大塚山古墳』（昭和三九年）図版第一七上・下。ただし梅原が兵庫県吉島古墳にも本鏡の同范鏡があると記しているのは、樋口隆康「山城国相楽郡椿井大塚山古墳調査略報」（『史林』第三六卷第三号、昭和二八年）

の誤認を踏襲したものである。

15 吾作徐州銘四神四獸鏡(複製式) A型式

〔銘〕「吾作明竟、幽律三剛、銅出徐州、彫鏤文章、配德君子、清而且明、左龍右虎、傳世右名、取者大吉、保子宜孫」(右廻)

〔同范鏡〕京都府相楽郡山城町椿井大塚山古墳。梅原末治『椿井大塚山古墳』図版第二二下。付図二一

奈良県北葛城郡河合村佐味田宝塚古墳。梅原末治『佐味田及新山古墳研究』(大正二〇年)図版第七(二)。

なお、岐阜県山県郡巖美村太郎丸古墳出土として、三宅米吉「古鏡」(『考古学会雑誌』第一編第五号、明治三〇年)の紹介した、岐阜市太郎丸内山一号墳出土鏡も同范の可能性が強い。

16 唐草文帯四神四獸鏡(複製式) A型式

〔銘〕「日而月而□□日月天下之明」(右廻)

〔同范鏡〕兵庫県赤穂郡上郡町与井新西野山第三号墳。檜崎彰一・上田宏範・島田清・川端真治『兵庫県赤穂郡西野山第三号墳』(『有年考古館研究報告』第一輯、昭和二七年)図版第一〇。

京都府久世郡城陽町平川車塚古墳。梅原末治『久津川古墳研究』(大正九年)図版第二。付図二二

17 櫛齒文帯四神四獸鏡(複製式) A型式

〔同范鏡〕京都府相楽郡山城町椿井大塚山古墳、二面。梅原末治『椿井大塚山古墳』(昭和三九年)図版第二六上・下。付図二三

18 獸文帯五神四獸鏡(複製式) A型式

〔同范鏡〕岡山市湯迫車塚古墳。小林行雄『古墳時代の研究』(昭和三六年)口絵17。付図一四

京都府相楽郡山城町椿井大塚山古墳。梅原末治『椿井大塚山古墳』(昭和三九年)図版第一八上。

奈良市大和田町丸山古墳(伝)。『奈良市史(考古編)』(昭和四三年)図版一四。

19 天王日月・唐草文帯四神四獸鏡(複製式) A型式

〔銘〕 「天王日月（逆字）」（外向）六個所

〔同範鏡〕 兵庫県揖保郡新宮町吉島古墳、二面。梅原末治『揖保郡香島村吉島古墳』（『兵庫県史蹟名勝天然紀念物調査報告書』第二輯、大正一四年）第三六図版一・二。

京都府相楽郡山城町椿井大塚山古墳。梅原末治『椿井大塚山古墳』（昭和三九年）図版第一八下。

奈良県北葛城郡河合村佐味田宝塚古墳。梅原末治『佐味田及新山古墳研究』（大正一〇年）図版第九（一）。付図一五

静岡県浜北市内野赤門上古墳。静岡県立浜名高等学校編『遠江赤門上古墳』（『浜北市史資料』一、昭和四一年）図版一一。

20 天王日月・獸文帶四神四獸鏡（複像式） A型式

〔銘〕 「天王日月」（外向）八個所

〔同範鏡〕 山口県都濃郡南陽町竹島御家老屋敷古墳。弘津史文『防長漢式鏡の研究』（昭和三年）図版第一三。

京都府相楽郡山城町椿井大塚山古墳、三面。梅原末治『椿井大塚山古墳』（昭和三九年）図版第一九・第二〇上・下。付図一六

神奈川県川崎市南加瀬越路白山古墳。柴田常恵・森貞成『日吉加瀬古墳』（『考古学民族学叢刊』第二冊、昭和二八年）図版第一六上。

21 天王日月・獸文帶四神四獸鏡（單像式） F₁型式

〔銘〕 「天王日月」（外向）八個所

〔同範鏡〕 京都府相楽郡山城町椿井大塚山古墳。梅原末治『椿井大塚山古墳』（昭和三九年）図版第二四上。付図一七

岐阜市長良竜門寺古墳。檜崎彰一『岐阜市長良竜門寺古墳』（『岐阜市文化財調査報告書』第一輯、昭和三七年）図版第一四。

22 天王・日月・獸文帶四神四獸鏡（單像式） F₁型式

〔銘〕 「天王」（内向）七個所、「日月」（内向）一個所

〔同範鏡〕 岡山県総社市秦上沼古墳。梅原末治『岡山県下の古墳発見の古鏡』（『古備考古』第八五号、昭和二七年）口絵表。

京都府相楽郡山城町椿井大塚山古墳。梅原末治『椿井大塚山古墳』（昭和三九年）図版第二五下。付図一八

23 天王・日月・獸文帶四神四獸鏡(單像式) F₁型式

〔銘〕「天王」(内向)七個所、「日月」(内向)一個所

〔同范鏡〕福岡県筑紫郡大野町御陵古墳。森貞次郎教示。

福岡県京都郡苅田町南原石塚山古墳。小林行雄『古墳時代の研究』(昭和三六年)口絵21。付図一九

24 天王・日月・獸文帶四神四獸鏡(單像式) F₂型式

〔銘〕「天王」(内向)七個所、「日月」(内向)一個所

〔同范鏡〕福岡県京都郡苅田町南原石塚山古墳。小林行雄『古墳時代の研究』(昭和三六年)口絵22。

岡山市湯迫車塚古墳。東京国立博物館編『日本考古展図録』(昭和四五年)九八頁図2。付図二〇

奈良県北葛城郡広陵町大塚新山古墳。梅原末治『佐味田及新山古墳研究』(大正一〇年)図版第二八(一)。

25 天王・日月・獸文帶四神四獸鏡(單像式) F₂型式

〔銘〕「天王(逆字)」(外向)七個所、「日月(逆字)」(外向)一個所

〔同范鏡〕鳥取県倉吉市旧社村付近(伝)。山川七左衛門編『梅仙居蔵日本出土漢式鏡図集』(大正一二年)図版第二。

京都府相楽郡山城町椿井大塚山古墳。梅原末治『椿井大塚山古墳』(昭和三九年)図版第二五上。付図二一

26 日月・唐草文帶四神四獸鏡(單像式) F₂型式

〔銘〕「日月日日」(外向)四個所

〔同范鏡〕大阪府枚方市枚方万年山古墳。後藤守一『漢式鏡』(大正一五年)第二九七図。

静岡県磐田市新貝経塚古墳。『静岡県史』第一卷(昭和五年)図版九五。付図二二

27 天王・日月・鋸齒文帶四神四獸鏡(單像式) G型式

〔銘〕「天王日月」(内向)四個所

〔同范鏡〕 大分県宇佐郡宇佐町高森赤塚古墳。後藤守一『古鏡聚英（上篇）』（昭和一七年）図版第五七1。付図二三
京都府乙訓郡長岡町長法寺南原古墳。梅原末治「乙訓郡長法寺南原古墳の調査」（『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第一七冊、昭和一一年）図版第一三2。

京都府相楽郡山城町椿井大塚山古墳。梅原末治『椿井大塚山古墳』（昭和三九年）図版第二三下。

奈良県桜井市外山茶臼山古墳。上田宏範・中村春寿「桜井茶臼山古墳」（『奈良県史跡名勝天然紀念物調査報告』第一九冊、昭和三六年）
図版第二2—1。

28 天王日月・獸文帶四神四獸鏡（單像式） G型式

〔銘〕「天王日月（逆字）」（内向）四個所。

〔同范鏡〕 愛媛県伊予市上三谷大下田古墳。鎌木義昌教示。

京都府相楽郡山城町椿井大塚山古墳。梅原末治『椿井大塚山古墳』（昭和三九年）図版第二二下。付図二四

29 唐草文帶三神二獸鏡（單像式） I型式

〔同范鏡〕 兵庫県加古川市日岡東車塚古墳。小林行雄『古墳時代の研究』（昭和三六年）口絵27。付図二七

神戸市東灘区本山町岡本ヘボソ塚古墳。梅原末治「武庫郡本山村マンバイのヘボソ塚古墳」（『兵庫県史蹟名勝天然紀念物調査報告書』
第二輯、大正一四年）第三三図版二。

30 唐草文帶二神二獸鏡（單像式） J₁型式

〔同范鏡〕 大分県宇佐郡宇佐町高森赤塚古墳。小林行雄編『世界考古学大系』第三卷（昭和三四年）図版92。付図二九

岡山県和気郡備前町香登（伝）。梅原末治『日本考古学論攷』（昭和一五年）第八二図下。

31 天・王・日・月・獸文帶二神二獸鏡（單像式） J₁型式

〔銘〕「天」「王」「日」「月」（外向・右廻）

〔同範鏡〕 福岡県宗像郡大島村沖ノ島一八号遺跡。宗像神社復興期成会編『続沖ノ島』（昭和三十六年）図版第四二。付図三〇
山口県下松市宮洲古墳。後藤守一『古墳聚英（上篇）』（昭和一七年）図版第五六二。

32 天・王・日・月・獸文帶二神二獸鏡（単像式） J₁型式

〔銘〕 「天」「王」「日」「月」（右廻）

〔同範鏡〕 京都市右京区樫原百々ヶ池古墳。後藤守一『漢式鏡』（大正一五年）第二〇七図。

京都府相楽郡山城町椿井大塚山古墳。梅原末治『椿井大塚山古墳』（昭和三九年）図版第二四下。付図三一

33 天・王・日・月・唐草文帶二神二獸鏡（単像式） J₁型式

〔銘〕 「天」「王」「日」「月」（外向・右廻）

〔同範鏡〕 神戸市東灘区本山町岡本ヘボソ塚古墳。梅原末治『武庫郡本山村マンバイのヘボソ塚古墳』（『兵庫県史蹟名勝天然紀念物調査報告書』第二輯、大正一四年）第二三図版一。

京都府乙訓郡長岡町長法寺南原古墳、二面。梅原末治『乙訓郡長法寺南原古墳の調査』（『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第一七冊、昭和一一年）図版第二二（一）・第二三（一）。付図三二

京都府綴喜郡八幡町八幡大芝西車塚古墳。後藤守一『古鏡聚英（上篇）』（昭和一七年）図版第六二1。

奈良県北葛城郡河合村佐味田宝塚古墳。西田守夫『三角縁神獸鏡の同範關係資料』（『ミュージウム』第二三二号、昭和四五年）第六図。

岐阜県不破郡赤坂町矢道長塚古墳。藤井治左衛門『岐阜県不破郡青墓村大字矢道長塚古墳』（『考古学雑誌』第一九卷第六号、昭和四年）

第五図。

岐阜県海津郡南濃町庭田円満寺山古墳。網干善教・笠井保夫『岐阜県南濃町円満寺山古墳調査報告』（『関西大学考古学研究年報』二、

昭和四三年）図版第一〇2。

ただし、西田守夫によれば、同範鏡33七面は文様の細部に小異のある二種に区別しようという。

34 天・王・日・月・獸文帶二神二獸鏡(單像式) J₁型式

〔銘〕「天」「王」「日」「月」「(左廻)」

〔同范鏡〕福岡市香椎町香椎ヶ丘古墳。森貞次郎教示。

奈良県桜井市金崎古墳。後藤守一『古鏡聚英(上篇)』(昭和一七年) 図版第六二2。付図三三

35 尚方作二神二獸鏡(單像式) J₂型式

〔銘〕「尚方作竟」且好、明而日月世少有、刻治分守悉皆右、長保二親宜孫子、富至三公利古市、告后世」(左廻)

〔同范鏡〕京都府綴喜郡八幡町志水東車塚。梅原末治「山城国八幡町の東車塚古墳」(梅原『久津川古墳研究』、大正九年) 図版第一二。

奈良県北葛城郡広陵町大塚新山古墳。梅原末治『佐味田及新山古墳研究』(大正一〇年) 図版第二七(一)。付図三四

福原家藏。梅原末治「本邦古墳出土の同范鏡に就いての一二の考察」(『史林』第三〇巻第三号、昭和二年) による。

36 長・宜・子・孫・獸文帶三神三獸鏡(單像式) K₁型式

〔銘〕「長」「宜」「子」「孫」(右廻)

〔同范鏡〕福岡県筑紫郡筑紫野町武蔵原口古墳。島田寅次郎「異例の古墳」(『福岡県史蹟名勝天然紀念物調査報告書』第一〇輯、昭和

一〇年) 図版第五右。

大阪府茨木市宿久庄紫金山古墳。小林行雄『古墳時代の研究』(昭和三六年) 口絵32。付図三五

37 君・宜・高・官・獸文帶三神三獸鏡(單像式) K₁型式

〔銘〕「君」「高」「宜」「官」(右廻)

〔同范鏡〕京都府乙訓郡長岡町長法寺南原古墳。梅原末治「乙訓村長法寺南原古墳の調査」(『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第

一七冊、昭和二年) 図版第二二(一)。付図三六

奈良県山辺郡都祁村白石(伝)。西田守夫「三角縁神獸鏡の同范關係資料」(『ミュージアム』第二三二号、昭和四五年) 第二図。

38 天王日月・獸文帶三神三獸鏡(單像式) K₁型式

〔銘〕「天王日月(逆字)」(内向)四個所

〔同範鏡〕大分県宇佐郡宇佐町高森赤塚古墳。小林行雄『古墳時代の研究』(昭和三十六年)口絵30。付図三七

滋賀県栗太郡栗東町六地藏岡山古墳。柏倉亮吉『滋賀県史蹟名勝天然紀念物概要』(昭和十一年)図版第一六上。

三重県一志郡嬉野町一志筒野古墳。三重県教育委員会編『三重考古図録』(昭和二十九年)図版四二3。

明治大学蔵。小林三郎『三角縁神獸鏡の新例』(『駿台史学』第一一号、昭和三十六年)図版1。

39 天王日月・獸文帶三神三獸鏡(單像式) K₁型式

〔銘〕「天王日月(逆字)」(外向)四個所

〔同範鏡〕福岡県筑紫郡筑紫野町武蔵原口古墳。島田寅次郎『異例の古墳』(『福岡県史蹟名勝天然紀念物調査報告書』第一〇輯、昭和

一〇年)図版第四左。

福岡県京都郡苅田町南原石塚山古墳、二面。九州考古学会編『北九州古文化図鑑』第二輯(昭和二十六年)第一九図3。

大分県宇佐郡宇佐町高森赤塚古墳。小林行雄『古墳時代の研究』(昭和三十六年)口絵29。付図三八

京都府相楽郡山城町椿井大塚山古墳。梅原末治『椿井大塚山古墳』(昭和三十九年)図版第二一上。

40 君・宜・官・獸文帶三神三獸鏡(單像式) L₂型式

〔銘〕「君」「宜」「官」(右廻)

〔同範鏡〕大阪府枚方市枚方万年山古墳。後藤守一『漢式鏡』第二九九図。

奈良県北葛城郡河合村佐味田宝塚古墳。梅原末治『佐味田及新山古墳研究』(大正一〇年)図版第一〇(一)。付図三九

41 天・王・日・月・獸文帶三神三獸鏡(單像式) L₁型式

〔銘〕「天」「王」「日」「月」「日」「月」(内向・右廻)

〔同範鏡〕 福岡県筑紫郡筑紫野町武蔵原口古墳。 島田寅次郎「異例の古墳」(『福岡県史蹟名勝天然紀念物調査報告書』第一〇輯、昭和
一〇年) 図版第四右。 付図四〇

兵庫県神戸市東灘区住吉町求女塚古墳。 梅原末治「武庫郡住吉町呉田の求女塚」(『兵庫県史蹟名勝天然紀念物調査報告書』第二輯、大
正一四年) 第一七図版一。

福岡県高良神社蔵。 梅原末治「本邦古墳出土の同範鏡に就いての一二の考察」(『史林』第三〇巻第三号、昭和二二年) による。

42 日・月・獣文帯三神三獸鏡(単像式) L₁型式

〔銘〕 「日」(内向) 三個所、「月」(内向) 三個所

〔同範鏡〕 岐阜市下城田寺坂尻一号墳(打越古墳)。 後藤守一『古鏡聚英(上篇)』(昭和一七年) 図版第五八5。

静岡県磐田市寺谷銚子塚古墳。 後藤守一『古鏡聚英(上篇)』(昭和一七年) 図版第五九5。 付図四一

山梨県東八代郡中道町上向山大丸山古墳。 後藤守一『古鏡聚英(上篇)』(昭和一七年) 図版第五八2。

43 獣文帯三神三獸鏡(単像式) K₁型式

〔同範鏡〕 大阪府富田林市真名井古墳。 北野耕平「富田林真名井古墳」(藤直幹・井上薫・北野耕平『河内における古墳の調査』(『大阪
大学文学部国史研究室研究報告』第一冊) 昭和三九年) 図版第一八1。 付図四二

奈良県北葛城郡広陵町大塚新山古墳。 梅原末治『佐味田及新山古墳研究』(大正一〇年) 図版第二九(一)。

群馬県高崎市柴崎町蟹沢柴崎古墳。 森本六爾「上野に於ける□始元年鏡出土古墳」(『考古学研究』第二年第四号、昭和三年) 第四図。

44 波文帯三神三獸鏡(単像式) K₁型式

〔同範鏡〕 大分市志手町亀甲古墳。 後藤守一『古鏡聚英(上篇)』(昭和一七年) 図版第六〇3。 付図四三

兵庫県竜野市揖西町竜子三ッ塚古墳。 梅原末治「龍子の三ッ塚古墳」(『兵庫県史蹟名勝天然紀念物調査報告』第九輯、昭和七年) 図版

第二一(一)。

山川家旧蔵。山川七左衛門編『梅仙居蔵日本出土漢式鏡図集』（大正一二年）図版第六。

45 波文帯三神三獸鏡（単像式） K₂型式

〔同範鏡〕 兵庫県竜野市揖西町竜子三ツ塚古墳。梅原末治「龍子の三ツ塚古墳」『兵庫県史蹟名勝天然紀念物調査報告』第九輯、昭和七年）図版第二（一）。付図四四

和歌山市岩橋千塚古墳群。田沢金吾『岩橋千塚第一期調査』（『和歌山県史蹟調査報告』第一、大正一〇年）図版第三九4。

愛知県小牧市小木古墳。井口喜晴「小木出土の三角縁三神三獸鏡」（『いちのみや考古』第六号、昭和四〇年）図版第五下。

46 波文帯三神三獸鏡（単像式） L₂型式

〔同範鏡〕 三重県一志郡嬉野町一志簡野古墳。三重県教育委員会編『三重県考古図録』（昭和二九年）図版四二1。

岐阜県不破郡赤坂町矢道長塚古墳。藤井治左衛門「岐阜県不破郡青墓村大字矢道長塚古墳」（『考古学雑誌』第一九卷第六号、昭和四年）

第六図。付図四五

47 波文帯三神三獸鏡（単像式） L₁型式

〔同範鏡〕 福岡県嘉穂郡穂波町忠隈古墳。東京国立博物館編『日本考古展図録』（昭和四五年）一〇七頁上図。

兵庫県城崎郡城崎町今津小見塚古墳。梅原末治「城崎郡今津の小見塚古墳」（『兵庫県史蹟名勝天然紀念物調査報告書』第二輯、大正一四年）第四四図版一。

兵庫県姫路市妻鹿御旅山三号墳。松本正信・加藤史郎『御旅山3号墳発掘調査報告』（昭和四六年）三五頁下図。付図四六

愛知県名古屋市北区味鋤^{あじま}白山藪古墳。熱田神宮編『古代にみる熱田のすがた』（昭和四五年）二六頁75図。

泉屋博古館蔵。『泉屋清賞』鑑鏡部第一冊（大正一一年）第三三図。

48 波文帯三神二獸博山炉鏡（単像式） M型式

〔同範鏡〕 広島県芦品郡駅家町掛迫古墳。広島県立府中高等学校生徒会地歴部編『古代吉備品治国の古墳について』（『府高学報』IV、昭和

兵庫県芦屋市打出親王塚古墳（伝）。梅原末治「武庫郡精道村打出発見の古鏡」〔『兵庫県史蹟名勝天然紀念物調査報告書』第二輯、大正一四年〕第一九図版。

[illegible]

34	鋸・波・鋸		櫛・獸 ^{天・王・日・月} _{横左}		J ₁	花・振	有節重弧
35	鋸・波・鋸		櫛・尚方・櫛 _左		J ₂	振	珠文円圈
36	鋸・波・鋸	鋸	獸 ^{長・宜・子・孫} _{横右}	鋸	K ₁	振	有節重弧
37	鋸・波・鋸	鋸	獸 ^{君・高・宜・官} _{横右}	弧・鋸	K ₁	振	有節重弧
38	鋸・波・鋸	鋸	櫛・獸 ^{天日} _内	鋸	K ₁	振	有節重弧
39	鋸・波・鋸		獸 ^{天日} _外	鋸	K ₁	振	有節重弧
40	鋸・波・鋸	鋸	獸 ^{君・宜・官} _{横右}	鋸	L ₂	振	有節重弧
41	鋸・波・鋸		獸 ^{天・王・日・月} _{内右}	鋸	L ₁	振	有節重弧
42	波・鋸	弧	櫛・獸 ^{日・月} _内	有節重弧	L ₁	素	有節重弧
43	鋸・波・鋸		櫛・獸		K ₁	円	有節重弧
44	鋸・波・鋸		櫛・波		K ₁	円	円 圈
45	鋸・波・鋸		櫛・波	鋸	K ₂	車	有節重弧
46	鋸・波・鋸		櫛・波	鋸	L ₂	車	円 圈
47	鋸・波・鋸		櫛・波	鋸	L ₁	素	鋸珠円圈
48	鋸・波・鋸		櫛・波	鋸	M	車	鋸齒文圈

鋸＝鋸齒文，波＝波文，櫛＝櫛齒文，獸＝獸文，唐草＝唐草文，弧＝弧形文，右＝右廻，左＝左廻，
内＝内向，外＝外向，横＝横位，円＝円圈，振＝振文圈，車＝車輪圈，珠＝珠文圈，花＝内行花文

岐阜県海津郡南濃町庭田円満寺山古墳。 網干善教・笠井保夫

「岐阜県南濃町円満寺山古墳調査報告」(『関西大学考古学研究年報』

二、昭和四三年) 図版第一〇1。 付図四七

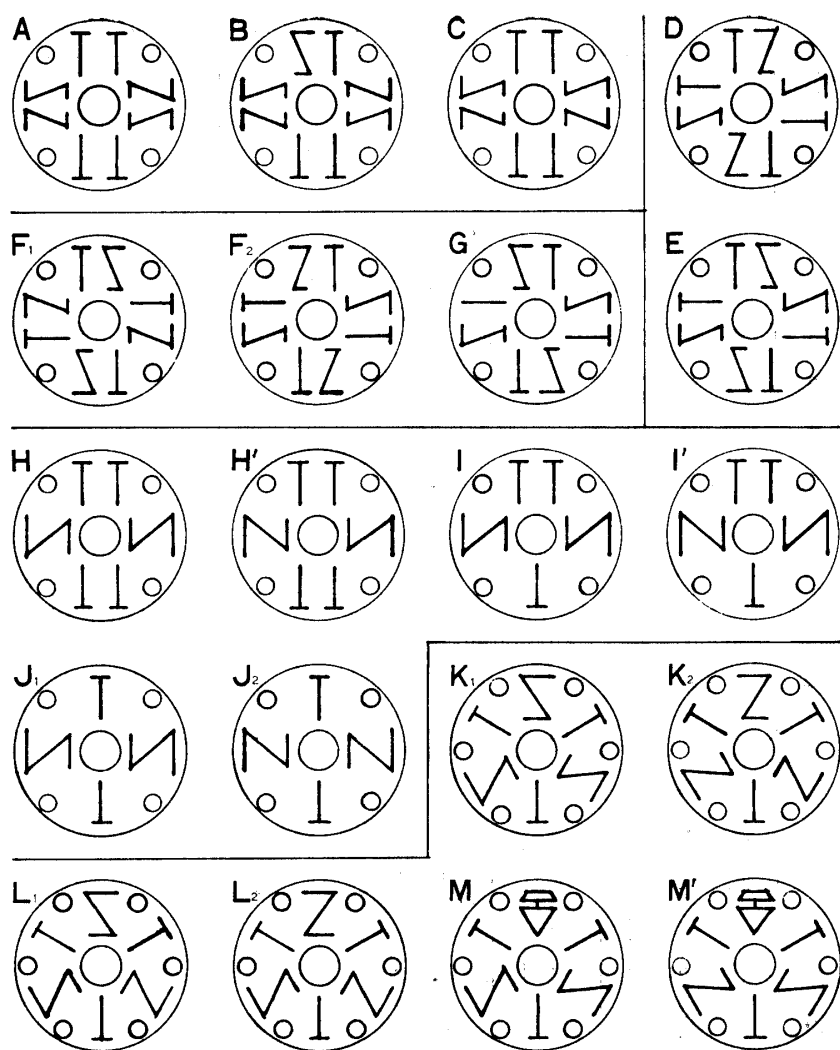
3 内区主文の配置による型式分類

四神四獸鏡と三神五獸鏡 まず四神四獸鏡における神像・獸形の配置法を考えてみよう。いうまでもなく、四神四獸鏡の神像および獸形の数は各四個であるが、この計八個の要素を配置する空間は、あらかじめ四区に区画してある。したがって、八個の要素を四分すれば、どの一区にも各二個の要素を収容することになる。ただし、その要素のうちには神像と獸形との二種をふくむから、二個の要素の実体は、同種二個のばあいと異種二個のばあいとがありうる。そのうち同種二個の要素を一区に収容するばあいには、鏡の四区は神像区二区と獸形区二分とに截然とわかれる。これが、かつて複像式鏡とよんだものに属することはいうまでもない。

ここで注意しておきたいのは、神像は大部分が正面形の坐像を用いるにたいして、獸形はすべて側面形をもって表現するという事実である。すなわち、獸形には左を向くものと右を向く

第一表 三角縁神獸鏡同範鏡細部一覽表

番号	外 区	斜面	文 様 帯 ・ 銘 帯	界 圈	内 区	乳・乳座	鈕 座
1	素 文		櫛 ・ 尚方 右	鋸		花	有節重弧
2	鋸・波・鋸		櫛 ・ 獸	鋸	竜虎	珠	有節重弧
3	鋸・波・鋸	鋸	櫛・波・櫛	鋸	竜虎	珠	有節重弧
4	鋸・波・鋸	鋸	櫛 ・ 陳 右		重列	円	有節重弧
5	鋸・波・鋸	鋸	櫛 ・ 獸 日天 月王 外	鋸	重列	素	有節重弧
6	鋸・波・鋸		櫛 ・ 陳 右	鋸	X	捩	有節重弧
7	鋸・波・鋸		櫛・鋸・ 陳 右	鋸	X	捩	珠文円圈
8	鋸・波・鋸		櫛 ・ 陳 右	鋸	X	円	有節重弧
9	鋸・波・鋸		櫛 ・ 新 右	鋸	C	素	有節重弧
10	鋸・波・鋸	鋸	櫛 ・ 張 右	鋸	B	円	珠文円圈
11	鋸・波・鋸	鋸	櫛 ・ 吾 右	鋸	B	円	円 圈
12	鋸・波・鋸	鋸	櫛 ・ 吾 左	鋸	B	素	円 圈
13	鋸・波・鋸	鋸	櫛 ・ 吾 左	鋸	E	素	円 圈
14	鋸・波・鋸	鋸	櫛 ・ 吾 左	鋸	A	素	円 圈
15	鋸 ・ 鋸	鋸	櫛 ・ 吾 右	鋸	A	素	有節重弧
16	鋸・波・鋸	鋸	櫛・唐草 日而 右	鋸	A	素	有節重弧
17	鋸・波・鋸	鋸	櫛	鋸	A	素	円 圈
18	鋸・波・鋸	鋸	櫛 ・ 獸	鋸	A	円	有節重弧
19	鋸・波・鋸	鋸	櫛 ・ 唐草 日天 月王 外	弧・鋸	A	素	円 圈
20	鋸・波・鋸	鋸	櫛 ・ 獸 日天 月王 外	鋸	A	円	有節重弧
21	鋸・波・鋸	鋸	櫛 ・ 獸 日天 月王 外	鋸	F ₁	円	有節重弧
22	鋸・波・鋸	鋸	櫛 ・ 獸 月日・王天 内	鋸	F ₁	素	有節重弧
23	鋸・波・鋸	鋸	櫛 ・ 獸 月日・王天 内	鋸	F ₁	素	有節重弧
24	鋸・波・鋸	鋸	櫛 ・ 獸 月日・王天 内	鋸	F ₂	素	有節重弧
25	鋸・波・鋸	鋸	櫛 ・ 獸 天王・日月 外	鋸	F ₂	素	有節重弧
26	鋸・波・鋸	鋸	櫛 ・ 唐草 日天 月王 外	鋸	F ₂	素	有節重弧
27	鋸・波・鋸		櫛 ・ 鋸 日天 月王 内	鋸	G	円	円 圈
28	鋸・波・鋸		獸 日天 月王 内	鋸	G	捩	有節重弧
29	鋸・波・鋸		櫛 ・ 唐草	弧・鋸	I	捩	有節重弧
30	鋸・波・鋸	鋸	櫛 ・ 唐草	弧・鋸	J ₁	花・捩	有節重弧
31	鋸・波・鋸	鋸	櫛 ・ 獸 天・王・日・月 外 右	鋸	J ₁	花・捩	有節重弧
32	鋸・波・鋸	弧	櫛 ・ 獸 天・王・日・月 横 右	鋸	J ₁	花・捩	有節重弧
33	鋸・波・鋸		櫛 ・ 唐草 天・王・日・月 外 右		J ₁	捩	有節重弧



第2図 三角縁神獸鏡の型式分類

用した四神四獸鏡は、まだ見いだしてはいない。しかし、一方の獸形区は対向型とし、他方は背向型とした鏡は稀ではない。これをC型式として分類する(第二図)。

C型式の鏡背文には、もう一つの共通点がある。それは各区の中央に顕著な傘松形の表現をとまなうことである。各区の中央に傘松形を配置する結果、並置した二個の神像または獸形は、むしろこれによって分離した印象をあたえる。そればかりでなく、傘松形の下端に乳状の表現を行なったものもあるので、かりにこれを正規の乳と認めるならば、各区に一個ずつの神像と獸形と

ものとの二種がある。したがって、二個の獸形を一区画のうちに並置するばあいには、まず二獸の体向を反対にする方法と、同一にする方法とを考えておかねばならないが、ふつうに見いだすのは反対にしたものである。しかし、二獸の体向を反対にする並置法のうちにも、二獸が頭部を近づけて向かいあうものと、頭部を遠ざけて外方を向くものがある。これらをかりに対向型および背向型とよびわけることにしたい。

さて現実には、二つの獸形区における二獸の表現を、いずれも対向型とした鏡は多数に存在する。これをA型式として分類する。ところが、二つの獸形区にわたって背向型を採

を配置する、後述のD型式との関連も無視できなくなる。しかし、このC型式では、正規の乳を外周と鈕座とのほぼ中間に配置する通性を持ち、また傘松形の下端に乳状の表現を行なわぬものもあるので、各区の分割線を上記のごとく考えることに誤りはない。

いま、C型式の特色を単純化して、かりにA型式の獣形区の一区に変化を加えたものと見れば、これにたいして、A型式の神像区の一区に変化を加えた型式ともいえるものがある。すなわち、その神像の一個を獣形におきかえることによって、三神五獣の構成をとるものである。これをB型式とする(第二図)。このばあいの神像と置換した獣形の位置は、神像並置区を下方において見た上方神像区の向かって左側に一定している。ただし、鏡の上下を逆転して外周から見れば、左に神像が残り、右に獣形が加わったことになる。またこの獣形のみは、残した神像に対向せずに外方を向くことと、向かって右側の獣形区の上方の一獣、すなわち、鏡を右側から見れば向かって右の獣形は、後半身を省略した表現を採用するという不思議な約束がある(第八図1)。

つぎに検討したいのは、かつて単像式鏡とよんだ一群である。単像式の四神四獣鏡では、四分した各区のうちに各一個の神像および獣形を収容するので、神像区・獣形区の区別は消滅している。しかし、各区における神像と獣形との配置法は、かならずしも一様ではない。かつ、その相違を説明する方法にも、種々の考慮が必要である。まず結論を示すならば、かつて複像式鏡とよんだものの一部を加えてD・E・F₁・F₂・Gの五型式があり、相互に共通点と相違点とをもっている。

この五型式を比較して第一に気づくことは、外周の方向から各区の二個の要素を見たばあいに、向かって右に神像をおき左に獣形をおくF₁型式と、それとは反対に、向かって右に獣形をおき左に神像をおくF₂・G両型式との相違である。しかもこれらは、一つの鏡において、どの一区をとっても成立する特色であるから、かりにその点のみをとりあげれば、F₁・F₂・Gの三型式は全体として、神像・獣形の配置が交互的であるといえよう。第二に注意をひくのは、これにたいして、区画によって神像と獣形との配置を異にする型式が存在することである。すなわち、D・E両型式として区別したものは、神像を右におく二区画と、左におく二区画とを交互に混用している。ところが、乳を無視して、この両型式の神像・獣形の配置を表現すると、それぞれが二個

ずつ並置してあるともいえる。とくにD型式はA型式の乳の位置を四五度ずつ変位したものである。かつて、それらを複像式鏡のうちにふくめたのは、そのためであり、いま、これを中間式と認めるのも同じ理由によるが、同意をえることができる、あらためてこれを単像式鏡としてとりあつかうことも可能であろう。

第三にとりあげたいのは、この五種の型式における獣形の体向である。まず大別すれば、四個の獣形が同一方向を向くE・G両型式と、交互に異方向を向くD・F₁・F₂三型式とがある。ただしF₁・F₂両型式は、内区の主文のみについていえば、相互に同一図形の表裏を反転したものに相当する。いいかえれば、F₁型式の鏡における図文の配置と方向とを、そのまま鑄型に移して鑄造すれば、できあがる鏡はF₂型式となり、もとの鏡がF₂型式であるばあいには、F₁型式の鏡ができるという関係にある。これにたいして、E・G両型式のあいだには、そのような関係が成立しないことは、ともにその獣形が右を向くもののみである点に注意をはらえば、容易に理解できるであろう(第二図)。しいて蛇足を加えれば、獣形の体向を一方的に統一するばあいに、E・G両型式のいずれもが、右を向く形を選ぶにいたったのは、鑄型では左を向く形をもっていたことを示しており、原型を用いず、鑄型に直接に彫刻する製法を採用した事実を傍証することにもなる。

なお、四神四獣鏡には以上の八型式に属さぬ特殊型式の鏡もある。たとえば、A型式において神像区の一区の二神を三像型とした、むしろ三神四獣鏡とよぶべきもの(兵庫県牛谷天神山古墳鏡^⑤)、神像区を二区とも三像型とした二神四獣鏡とよぶべきもの(京都府内里古墳鏡)、同じく神像区の二区を騎獣の一神像にかえた二神六獣鏡とでもよぶべきもの(岡山県湯迫車塚古墳鏡^⑥)、あるいは、G型式において四区の神像と獣形とを組みあわせ、四組の騎獣神像とした吾作銘鏡(奈良県丸山古墳鏡^⑦)などがある。

二神二獣鏡と三神三獣鏡 二神二獣鏡という名称を厳密に考えれば、鏡の四区を神像区二と獣形区二とをもって構成し、各区には一図形を配置するものにかぎることになる。しかも、同範鏡にふつうに見る二神二獣鏡は、二個の獣形がいずれも右を向くJ₁型式であるが、獣形が左を向くJ₂型式も稀にある(同範鏡³⁵)。J₁・J₂両型式が相互に鑄型を媒介として反転した関係にあること

は、前述のF₁・F₂兩型式のばあいと同様である。

ところが、二神三獸鏡の変種として、神像区の一區または二區に二神を並置した型式がある。そのうち、神像区を二區ともに二神並置としたものはH・H'兩型式である。このうちH型式では、獸形区の二個の獸形として、いずれも右を向くものを用い（滋賀県古富波山古墳鏡^⑧、岐阜県いちりん山古墳鏡^⑨）、H'型式では、右を向くものと左を向くものとを並用している（伝熊本県八代郡出土鏡^⑩）。J₂型式と同様に、二個の獸形がともに左を向く鏡もある可能性を考えたいが、その実例は管見のうちにない。つぎに、神像区の一區のみを二神並置とした鏡を見ると、これにも、二個の獸形がともに右を向くI型式（同範鏡²⁹）と、一個ずつ左と右とを向くI'型式（奈良県鏡作神社鏡^⑪）との二種がある。いずれにしても、神像の数が増加していることによって、これらの鏡を三神二獸鏡・四神二獸鏡などとよぶことはさまたげない（第二図）。

三神三獸鏡のばあいは、以上の諸鏡が内区を四區画に分割して四個の乳をもっていたのにたいして、六區画に分割して六個の乳をもつことを特色とする。またその六區画は、神像区三と獸形区三との構成をとるものがほとんどであるが、例外がないわけではない。そこで、まず各三個の神像区と獸形区とを交互に配置し、その獸形が右を向くものをK₁型式として、三神三獸鏡の代表とする。ただし、K₁型式とならんで、獸形が左を向くK₂型式も存在する。K₁・K₂兩型式の関係もまた、鑄型を媒介として反転したものに相当する。

ところが、三神三獸鏡のうちには、かならずしも三個の獸形が同一方向を向かぬものがある。すなわち、その一個のみは、他の二個と異方向をとることになるが、これだけの表現では説明として不十分である。その理由は、同方向の獸形二個が右を向くL₁型式と、左を向くL₂型式とがあるからである。このばあいのL₁・L₂兩型式もまた、一對の反転関係にある。

さらに三神三獸鏡の獸形の一個を博山炉形にかえた構成の鏡がある。三個の獸形のうちから二個を残すのであるから、K₁型式を基本としても、L₁型式を基本としても、右を向く二個の獸形を残すことはできる。しかし実例は、右を向くもの二個を残したM型式と、右と左とを向くものを一個ずつ残したM'型式（鳥取県馬ノ山古墳鏡^⑫）とがある。したがって、三神三獸鏡には、すくな

くとも $K_1 \cdot K_2 \cdot L_1 \cdot L_2 \cdot M \cdot M'$ の六型式があることになるが(第二図)、内区の主文以外の特徴を考慮すれば、内区外周の文様帯として獸文帯を用いるものは $K_1 \cdot L_1 \cdot L_2$ の三型式であり、波文帯を用いるものは六型式のすべてにわたる相違がある。

なお、 L_1 型式の変化として、神像区のすべてに三神形を用いた鏡がある(奈良県白石古墳鏡¹⁴)。また、もはや三神三獸鏡とはいえないが、六区の中の二区を神像区とし、四区を獸形区とした構成の二神四獸鏡もある(岡山県一宮鏡¹⁵)。この鏡は、隣接する二獸がともに背向型の配置をとる点でも、三角形神獸鏡の各型式に類例を見ない異色をそなえている。さらに異色を發揮した一例をあげると、三神三獸鏡ではあるが、六個の乳を用いずに、半数の三個に省略したものもある(岡山県天神山古墳鏡¹⁶)。

4 銘帯および文様帯による検討

銘帯と吉祥句 三角縁神獸鏡の型式を細分するばあいには、内区の主文について特徴をあらわしているのは、内区の外周をめぐる銘帯あるいは文様帯である。そこで、まず銘帯からはじめて、内区の主文による型式分類の結果を検討することにした。

ここで銘帯とよぶのは、原則として、数句を連結した構成をもつ長文の鏡銘を、これを収容するために設けた圈内を一周して配置したものをさすことにしたい。ただし、文様帯の約四分の一周をこれにあてた例外的な鏡(同範鏡16)は、便宜上、銘帯のあるものにふくめるが、文様帯中に四言句を一回ないし数回くりかえして挿入したものなどは、その文様帯の種類に重点をおいてとりあつかうこととする。

さて、銘帯を構成する長文の鏡銘は、その句の構造によって、七言句と四言句とにわけることができる。ただし、鏡銘を鋳型に彫刻する段階に発生した脱字によって、完句を表現できなかったものがあるのは、完句に準じてとりあつかうことにする。ところが、鏡銘を構成する各句は、それ自身が吉祥句として呪言的性格をもつので、その一部をもって一句を象徴することを許した。その結果として、鏡銘の後半部においては、意識的に完句の表現を省略する傾向を示すことが多い。したがって、前半は七言句の構成をとる鏡銘が、後半は四言句のような外観を示すことはある(同範鏡13)。また、この逆のばあいもある。しかし、以

上のような注意は、おもに七言句による鏡銘を読解するにあいに必要であるが、四言句による鏡銘では末句の一字を省略するていどで、ほとんど脱字を見いださぬという相違がある。

さらに、両者の相違を鏡銘全文の字数について比較すると、七言句によるものは、二〇字から四四字まで長短種々である。完全に七言句としての構成を守るならば、この字数は七の倍数であるか、その最後に「兮」の一字を加えた字数であるべきであるが、実際にはそうっていないのは、前記のように脱字や略句があるからである。これにたいして四言句によるものは、三九字から六〇字まで、また長短種々ではあるが、一般的にいえば七言句の鏡銘にくらべて長文の傾向が強い。すなわち、鏡銘が七言句か四言句かの区別は、たんに鏡銘の構造の相違にとどまらぬことを暗示するものといえよう。さらにその相違は、内区の主文の型式とのあいだに、どのような相関関係を示すものか、つぎにその観点から検討してみよう。

まず七言句による鏡銘を、第一句の冒頭の四字によって、「尚方作鏡」「陳氏作鏡」「吾作明鏡」の三種に分類してみよう。

第一の「尚方」が官立工房の名称であることは説明を必要とするまい。第二にあげた「陳氏」は「張氏」その他をふくめた作鏡者の代表の意味であり、「陳氏」にかえて「陳是」の文字を用いたばあいをもあわせて、かりに「某氏作鏡」ともよぶことのできるものである。ただし、その作鏡者が、発注者名であるか工人名であるかは、従来は結論がでないままになっている。第三の「吾」もまた、同様に二種の解釈が成立するが、おそらく発注者を限定しないための配慮から考案した表現であろうと考える。さて、この冒頭の四字による三種の区別は、ただちに鏡銘全文の内容が三種にとどまることを意味するものではない。ただし尚方作鏡は、三角縁神獸鏡のうちには実例がすくなく、同範鏡としてもJ₁型式の一例を見るにすぎないので速断は避けたいが、その鏡銘が他とは異なり、また内区の主文もA型式やB型式でないことは注意をしておいてもよいであろう。

つぎに某氏作鏡と吾作鏡とをあわせて、七言句による鏡銘を第二表のような形に整理して見た。この表によると、まず鏡銘中の一句に「王喬赤松子」「二仙の名をあげるもの(同範鏡10・14)」と、「東王父西王母」「二神の名をあげるもの(同範鏡11・13)」と、「上有仙人不知老」の句を用いて具体的にその名を記さぬもの(同範鏡6・7)との三種に大別できそうである。かりにこの三種

第二表 七言句鏡銘表

鏡名	鏡銘	方向	字數型式
同範鏡6	陳氏作鏡用青同	上有仙人不知	君宜高官 保子宜孫 長壽
同範鏡7	陳氏作鏡甚大好	上有仙人不知老	君宜高官 保子宜孫 壽如金石
同範鏡8	陳是作鏡甚大好	上有王父母 左有倉龍右白虎	宜遠道相保
同範鏡14	吾作明竟甚大工	上有王喬以赤松 師子天鹿其口龍	天下名好世無雙
同範鏡10	張氏作鏡真巧	仙人王喬赤松子 師子辟邪世少有	渴飲玉泉飢食棗 生如金石天相保 兮
同範鏡12	吾作明竟甚大好	上有神守及龍虎	古有聖人東王父 渴飲玉全飢食棗 壽如金石
同範鏡11	吾作明竟甚大好	上有神守及龍虎	身有文章口銜巨 古有聖人東王父西王母 渴飲玉全飢食棗 壽如金石
同範鏡13	吾作明竟甚大好	上有神守及龍虎	身有文章口銜巨 古有聖人東王父西王母 渴飲玉全飢食棗 五男二女 長相保吉昌
牛谷鏡	陳是作鏡甚大好	上有神守及龍虎	身有文章口銜巨 古有聖人東王父西王母 渴飲玉全飢食棗 長相保 「君・宜・高・官」
古富波山鏡	陳氏作鏡甚大好	上有戲守及龍虎 身有文章口銜巨	古有聖人王父母 渴飲玉泉飢食棗 千秋萬歲不知老 兮
大塚山鏡	吾作明竟甚大好	上有東王父西王母 仙人王喬赤松子	渴飲玉泉飢食棗 左廻三七
白石鏡	吾作明竟甚大好		長保二親宜子孫 浮由天下救四海 君宜高官 右廻二五
茶臼山鏡	吾作明竟甚大好		浮由天下救四海 用青銅 至海東 「君・宜・高・官」 右廻二〇 X
同範鏡35	尚方作鏡佳且好	明而日月世少有 刻治分守悉皆右	長保二親宜孫子 富至三公利古市 告后世 左廻三八 J ₂

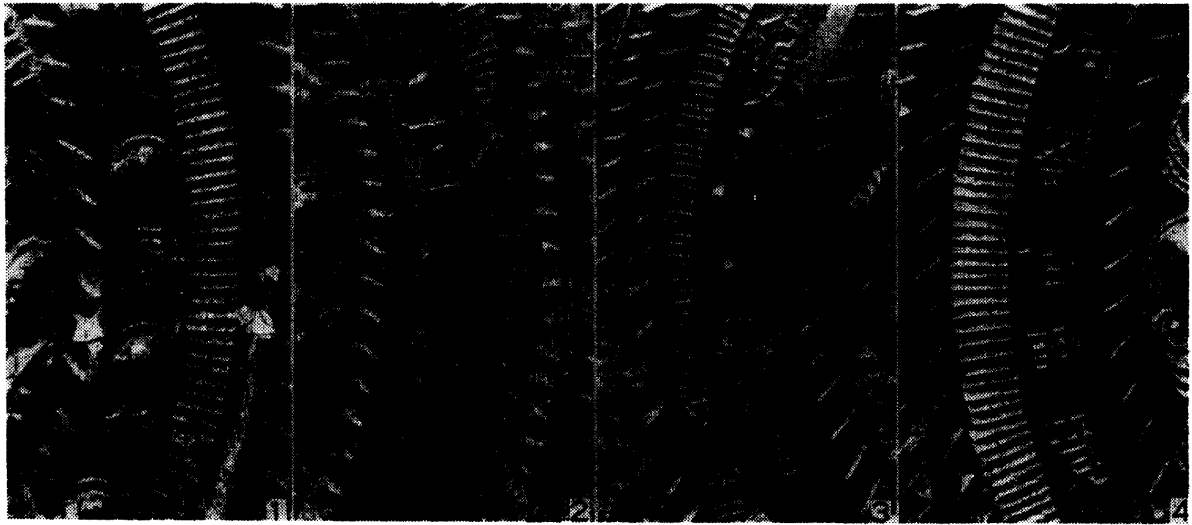
の区別により、同範鏡のばあいについて鏡銘の字数を比較すると、「上有仙人不知老」の句を用いるものは二三―二六字、「王喬赤松子」の名をあげるものは二八―三三―三五字、「東王父西王母」の名をあげるものは、「王父母」と略記した二四字の一例を除けば、三三―四四字となり、ほぼこの順番に増加していることに気づく。しかも総字数の多くなったものには、京都府椿井大塚山古墳出土の吾作鏡^⑦(三七字)や、奈良県佐味田宝塚古墳出土の吾作鏡^⑧(四二字)のように、「東王父西王母」と「王喬赤松子」との両者をふくむものがある。したがって、神仙の名による区別は、鏡銘の字数がすくなくばあいにのみ成立するものと考えねばならない。しかしまた、字数がすくなくばあいに、三種のうちのいずれを選んでいるかは、かえって鏡銘の作り方の傾向を知る

手がかりになるであろう。

そこで、あらためて第二表を検討すると、「東王父西王母」の名をあげるばあいには、第二句・第三句として「上有神守及龍虎、身有文章口銜巨」の対句を用い、それにつづけて「古有聖人東王父西王母」の一〇字をおくことを定型とする傾向が強いのにたいして、「上有仙人不知老」や「王喬赤松子」系の句を用いるばあいには、これをただちに第二句とすること、また「王喬赤松子」系の第二句につづく第三句としては、「師子辟邪世少有」や「師子天鹿其□竜」などの句を好む傾向のあることが注意にのぼる。そうして総字数が三〇字を超えるばあいには、さらに「渴飲玉泉飢食棗」の句を、神仙名をふくむ句の後にそえる傾向があるといえよう。

さらに、以上の三種の区別と、第一句が某氏作ではじまるか吾作ではじまるかの相違とが、どのように関連するかを見ることにしよう。まず「上有仙人不知老」の句をふくむものは某氏作鏡にかぎり、「王喬赤松子」や「東王父西王母」の名をあげるものは、某氏作鏡と吾作鏡との両者にわたるといえることができる。ただし、すでに述べたように、二種の神仙名を併用するものは吾作鏡に属している。すなわち、資料として同範鏡を重視したばあいの結論としては、某氏作鏡のほうが吾作鏡よりも、鏡銘の字数において多寡の振幅が大きいといえそうである。ただし吾作鏡のうちにも、細部に種々の特殊手法を示す静岡県松林山古墳出土の二神二獸鏡^④に見る鏡銘のように、「吾作明竟甚獨奇、保子宜孫富無訾」という一四字の最小例があり、大阪府国分茶臼山古墳出土鏡の鏡銘(第二表)のように、神仙名をふくまない二〇字のものもあるから、特殊なものを加算すれば結論はちがってくる。ここではむしろ、某氏作鏡のほうが字数のすくない鏡銘を用いたという結論のできた理由を説明しておきたい。

あらためて某氏作鏡の鏡銘のうち、四言句を用いた同範鏡4を除き、七言句を用いたものについて検討を試みると、その表現方法には二種の顕著な相違を見いだすことができる。すなわち、その一は、銘帯中に円圈をもつ小乳を多数に挿入するという特殊な方法を用いたものであって、鏡銘を構成する各字間には、かならずこの小乳を一個ずつ配置している(第三図1)。したがって、原則としては、鏡銘の字数と小乳の個数とは一致することになる^⑤。これにたいして、その二は、銘帯を鏡銘のみで構成し、特殊



第3図 銘帯の表現方法

(1) 8, (2) 11, (3) 14, (4) 12

な方法を用いないものである(第三図2—4)。ただし、鏡銘の終始個所に特殊な記号を挿入したものは、銘帯を鏡銘のみで構成したものにふくめる(同2・3)。まずこれだけの相違によって両者を比較すると、各字間に小乳を挿入する方法を用いたばあいには、銘帯中に鏡銘を収容できる空間は半減することになる。それが某氏作鏡の鏡銘のうちに、字数のすくないものを生みだした大きな理由であると考えたい。そのほか、鏡銘の表現に右廻り(同1・2)と左廻り(同3・4)との相違を見るが、型式との関係は顕著でない。

なお、銘帯に小乳を挿入する方法を用いた某氏作鏡は、管見の範囲でいえば、すべてその作者名を陳氏または陳是と表記したものにかぎるようである²¹⁾。しかも、内区の主文としても、神像・獣形のほかに車馬・山形などを併用する傾向が顕著である。一方では、このような共通性を示すにもかかわらず、乳数による内区の区画法は、四区画のものも六区画のものもあって一定していない。そのうち四区画により、内区の主文を神像と獣形とに限定した同範鏡8は、しいて分類すればH'型式にあてることができるが、むしろ、この特殊な銘帯表現を採用した某氏作鏡の一群は、内区の型式分類の枠外におくことにして、かりにX型式とよんでおきたい。銘帯に小乳を用いない某氏作鏡には、陳氏のほかに張氏の名を見いだす。また内区の神像・獣形の配置は、A型式(泉屋博古館藏陳是作鏡²²⁾)やB型式(同範鏡10)に属するものがある。これは、吾作鏡がまたA・B両型式にわたり、例外的にE型式をふくむことと、同じ傾向を示すものである。以上の分析から推論すると、銘帯の表現方法や車

馬の図形の採用は、陳氏を工人名と解釈するに有利であるともいえるが、重列式鏡（同範鏡4）をふくめて、主文の構成法があま
りにも多岐にわたることは、むしろ陳氏を工人名と見るよりも、発注者名と解釈するほうが妥当性が多いかと考える。

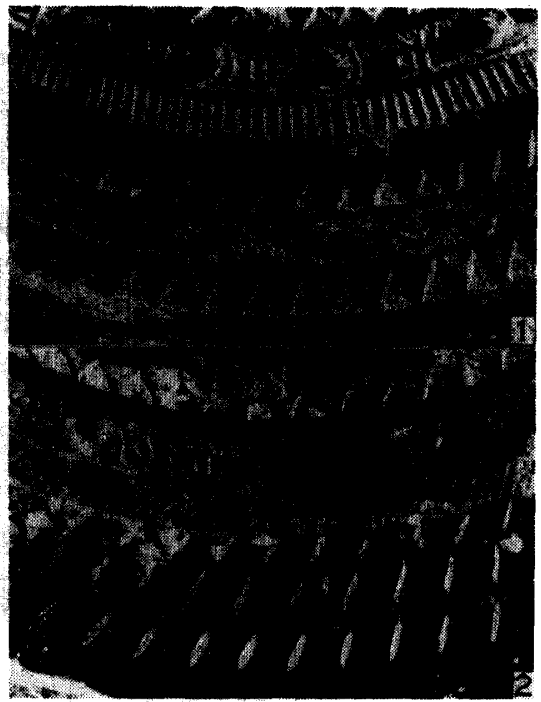
つぎに四言句による鏡銘のばあいを見ると、同範鏡15は「吾作明竟」ではじまる四〇字の鏡銘を用い、内区の主文はA型式で
あるにたいし、同範鏡9は「新作明竟」ではじまる三九字の鏡銘を用い、内区の主文はC型式である。一字の相違は終句を「宜
子孫」の三字とし、「長」の一字を省略したことによるものであるが、それ以外にも興味ある相違を見いだすことができる。そ
の説明には、奈良県佐味田宝塚古墳^②、滋賀県織部山古墳^③、兵庫県森尾古墳^④、大阪府国分茶臼山古墳^⑤から出土した四鏡の鏡銘をあ
わせて表示した第三表を用いることにしたい。

第三表 四言句鏡銘表

鏡 名	鏡 銘	方向	字数	型式
同範鏡15	吾作明竟 幽律三剛 銅出徐州 彫鏤文章 配德君子 清而且明	右廻	四〇	A
左龍右虎	傳世右名 取者大吉 保子宜孫			
同範鏡9	新作明竟 幽律三剛 配德君子 清而且明 銅出徐州 師出洛陽 周文刻鏤 皆作文章	右廻	三九	C
取者大吉	宜子孫			
佐味田鏡	新作大竟 幽凍三剛 配德君子 清而且明 出徐州 師出洛陽 彫文刻鏤 皆作文章	右廻	四六	C
左龍右虎	師子有名 取者大吉 宜子孫			
森尾鏡	新作大竟 幽律三剛 配德君子 清而且明 銅出徐州 師出洛陽 彫文刻鏤 皆作文章	右廻	四八	C
左龍右虎	師子有名 取者大吉 長宜子孫			
織部山鏡	新作明竟 幽律三剛 配德君子 清而且明 銅出徐州 師出洛陽 彫文刻鏤 皆作文章	右廻	四七	C
左龍右虎	師子有名 取者大吉 宜子孫			
茶臼山鏡	新作明竟 幽律三剛 銅出徐州 師出洛陽 彫文刻鏤 皆作文章 配德君子 清而且明	右廻	六〇	C
左龍右虎	轉世有名 師子辟邪 集會并王父王母 遊園□□ □宜子孫			

まず注意をひくのは、いままでこの鏡銘を四言句と記してきたが、事實は四言句の二句を一連とした構成をもつことである。たとえば、同範鏡9と15について、その鏡銘を四言句の二句を一連とした形で比較すると、両者は第二連と第三連との位置を交換し、第四連を異にするが、同趣の第五連で終わっているという関係にある。これを兵庫森尾古墳鏡を基準として具体的にいうと、同範鏡9の鏡銘は、森尾鏡の四八字からなる鏡銘のうち、第五連にあたる「左龍右虎 師子有名」の二句を省略したものである。同範鏡9の第四連の「周」が「彫」の簡体であることは特記するまでもあるまい。ところが、同範鏡15の鏡銘のほうはいささか複雑である。すなわち、その第二連の「銅出徐州 彫鏤文章」の前半は、森尾鏡銘第三連の「銅出徐州 師出洛陽」の後半を省略したものであり、後半は森尾鏡銘第四連の「彫文刻鏤 皆作文章」から四字を選びだしたものに相当する。同範鏡15の第三連は森尾鏡銘第二連の位置を変えたものであって、同じ句を第四連とした一例は大阪府国分茶臼山古墳鏡に見ることができる。第四連の「左龍右虎 傳世右名」は森尾鏡銘第五連と後半に小異があり、国分茶臼山鏡銘第五連後半の「轉世有名」に近い。その「右」が「有」の簡体であることは、いうまでもない。第五連の「取者大吉 保子宜孫」は、森尾鏡銘第六連と小異を示すが、「保子宜孫」も「長宜子孫」も、鏡銘としては使用頻度の多い句である。

さて、あらためて指摘したいのは、第三表に掲げた諸鏡が、鏡銘中に「銅出徐州 師出洛陽」の二句をふくむことである。さらにA型式に属する同範鏡15を除けば、すべて第一句を「新作明竟」あるいは「新作大竟」の四字ではじめるという共通性をもち、内区の主文はC型式ばかりである。このように分析をすすめて行くと、同じ四言句による鏡銘を用いながら、第一句を「吾作明竟」ではじめ、「銅出徐州」を残して「師出洛陽」を脱落し、しかもA型式に属する同範鏡15の特殊性が明瞭になってくるであろう。もちろん、それは三角縁神獸鏡として特殊性をもっているという意味であるから、この鏡の細部について、ちがった観点からも特殊性を指摘しておきたい。すなわち、一般に三角縁神獸鏡では、外区の文様帯として鋸歯文・波文・鋸歯文の三帯を用いることを通則とするうちにあつて(第四図1)、いま問題にしている同範鏡15のみは、そのうちの波文帯を省略した鋸歯文二帯の構成を用い(同2)、ここにも異色を發揮しているのである。



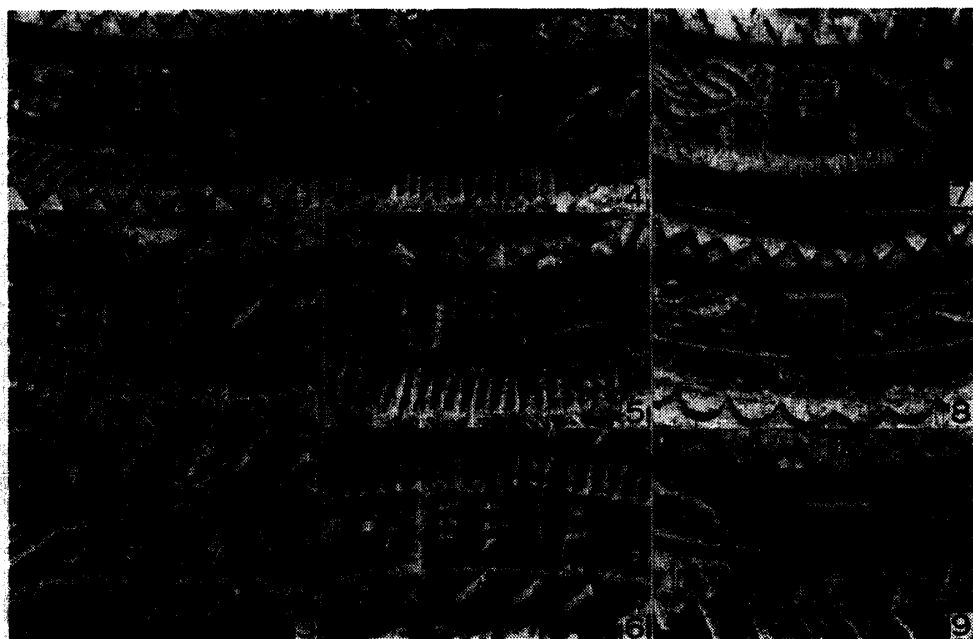
第4図 外区文様帯 (1) 8, (2) 15

なお、同範鏡4の「正始元年 陳是作鏡」ではじまる二八字の鏡銘は、七個の四言句から成立している。しかし、その各句は第三表の諸鏡と共通しない要素が多く、また総字数がすくない点でも顕著な相違がある。それは、この鏡の内区の主文が重列式の構成をとることとあわせて考えるべきものであり、あるいは、作者名を「陳是」と表記し、かつ紀年を用いたこととも関連する、特殊現象と理解してよいものかもしれない。

三角縁神獸鏡の鏡銘には、さらに「君宜高官」「長宜子孫」「天王日月」などの四言句を、一回あるいは反復して用いたものがある。この種の四言句を使用する方法としては、銘帯中に挿入した方格におさめるものもあるが、多くのばあいには、銘帯にかわる文様帯中に同じく方格におさめて挿入することを慣例とする。ただし、一個の方格におさめる字数や、方格の挿入方法には、数種の変化がある。

まず字数からいえば、四字を一個の方格におさめたもの、これを二字ずつに分離して方格におさめたもの、さらに一字ずつに分離して方格におさめたものの三種に大別できる。ただし、四字を一個の方格におさめたものには、方格を十字に区画したうちに一字ずつをおさめたものと、十字の区画を用いないものがある。全体を四種と数えることにしたい。ただし、同一の四言句でこの四種の変化を示すものは、「天王日月」およびその変化句にかぎり、それ以外の四言句のばあいは、一字ずつに分離して各一個の方格におさめる方法のもののみである。

ところが、「天王日月」の四字は、いずれも左右対称の文字であるため、一字ずつに分離すると識別できないが、四字あるいは二字を一個の方格におさめたばあいには、文字の配置が相違することによって、正字と左右を逆転した逆字とのあることがわ



第5図 文様帯中に挿入した四言句の表現方法

(1) 椿井大塚山鏡, (2) 20, (3) 28, (4)・(5) 25, (6) 22, (7) 石塚山鏡, (8) 32, (9) 36

かる。すなわち、一例をあげると、四字を一個の方格におさめた逆字のばあいには、一見すると「日月天王」と読めることになる(第五図3)。さらに観点を変えて見ると、文様帯中にこれらの文字を挿入するばあいに、それを鏡の外周から読むように表現するか(同1・2)、鏡の中心から読むように表現するか(同3)の相違がおこる。かりに前者を外向とよび、後者を内向とよぶことにしたい。ところが、一字ずつに分離したばあいには、外向・内向の二種のほかに、文様帯にそうて横位に表現したものが加わる(同8・9)。

さて、方格内の十字の区画にしたがって「天王日月」の四字をおさめた複像式と同範鏡19(A型式)と、「日月日日」の四字をおさめた単像式と同範鏡26(F₂型式)とを比較すると、方格の数は前者が六個、後者が四個で相違があるが、ともに文字の方向は外向であつて、かつ唐草文帯中に方格を挿入している点は共通する(第六図9・10)。ただし、同範鏡以外の資料を参照すると、京都府椿井大塚山古墳出土の一鏡(第五図1)や岡山県観音山古墳出土鏡^⑨では、これを獣文帯中に挿入したものを見る。しかも、この両鏡はA型式に属し、方格数は六個で文字は外向であるから、これらの共通性を文様帯の種類よりも重視すべきものかもしれない。

それとともに、この両鏡はA型式に属するといふものの、岡山県観音山古墳鏡は獣形の一個を鳥頭にした特異な表現をもつものであり、京都府椿井大塚山古墳鏡は、文様帯と内区主文との界線の両側に弧形文と鋸歯文とを装飾とする点で(第六図6)、文

様帯として唐草文を用いた同範鏡**19**（第六図9・10）・**29**・**30**と軌を一にしていることを注意しておきたい。

つぎに、十字の区画を用いずに、一個の方格に「天王日月」の四字をおさめたものは、同範鏡**5**の外向七個（変型式）、**20**（第五図2）の外向八個（A型式）、**21**の外向八個（F₁型式）、**39**の外向四個（K₁型式）などの外向を守る諸鏡と、同範鏡**27**の内向四個（G型式）、**28**（同3）の内向四個（G型式）、**38**の内向四個（K₁型式）などの内向に変えた諸鏡とにわかれるが、同範鏡**27**を除けば、すべて獣文帯中に挿入する点は共通する。いま例外とした同範鏡**27**の文様帯は、櫛歯文帯と鋸歯文帯との二帯からなり、しかも方格をこの二帯にまたがって挿入したものであって、文様帯の構成も方格の挿入法も、他に類例を見ない。いずれにしても、以上の七鏡のうちに唐草文帯を使用したものをふくまぬ事實は、あらためて十字区画を用いた二種の同範鏡の唐草文帯を特色づけるものといえよう。それとともに、文字の方向を外向から内向に変化することが、方格数を八個から四個に減少することと、完全には一致しないまでも、ほぼ相関関係をもっていたものと推察しておきたい。すくなくとも、同範鏡**38**・**39**のような三神三獸鏡に属するK₁型式において、文様帯中に挿入する方格数を四個とした理由は、四神四獸鏡における慣例を踏襲したとはいえても、内区の主文の構成と関連づけて説明することはできないからである。なお、福岡県石塚山古墳出土の一鏡^⑧には、「日全日全」の四字を一個の方格におさめたものがあるが、文字は内向で、獣文帯中に四個を挿入し、K₁型式に属することなどは例外でない。

「天王日月」の四言句を、「天王」と「日月」との二字ずつに分離して、二個の方格におさめるばあいは、同範鏡**22**・**23**・**24**・**25**の四例とも、すべて「天王」七個、「日月」一個、計八個を獣文帯中に挿入する点で共通する。ただし、文字の外向するもの（第五図4・5）一例、内向するもの（同6）三例にたいして、内区の主文の型式はF₁型式二例、F₂型式二例であるから、文字の方向と型式とは、かならずしも一致しない。しかし、いずれもF型式の単像式四神四獸鏡であり、有節重弧文圈の鈕座をもち、乳は素乳である点は共通する。おそらく、四言句を二字ずつに分離して方格におさめる手法は、F₁・F₂をふくむF型式鏡の工人の発案にかかるものであり、文字の外向と内向との相違も、その間における動揺を示すものであろう。

これにたいして、「天王日月」の四言句を一字ずつに分離して方格におさめ、文様帯中に挿入したものは、同範鏡**31**・**32**（第

五図8)・33・34のいずれもJ₁型式に属する二神二獸鏡と、同範鏡41のL₁型式に属する三神三獸鏡とがあるが、これに「日」「月」の二字を各三回くりかえした、同範鏡42のL₁型式に属する三神三獸鏡を加えても、二神二獸鏡のばあいには方格四個、三神三獸鏡のばあいには方格六個を用いているので、いちおうは、方格の数を乳の数と一致させたものと解釈することもできる。ただし、同範鏡以外の資料で方格と乳との数が一致しないものを探せば、福岡県石塚山古墳出土の一鏡(付図八)に、内区の主文はD型式を基本としつつ、四個の乳ごとに小神像を追加した特殊な構成をもち、獸文帯中に「日」「月」の二字を各三回くりかえした異例もある(第五図7)。

さて、四言句を一字ずつに分離したばあいの文字の方向は、同範鏡33の四字が右廻りの外向であり、同範鏡41の「天」「王」「日」「月」「日」「月」の六字が右廻りの内向であることは、既述の諸例とくらべて、いちじるしく相違するものではない。しかし、同範鏡32の四個の方格内の四字が、文様帯にそって右廻りの横位をとり(第五図8)、同範鏡34では左廻りの横位をとっていることは、手法を異にするものとして注意を必要とする。

つぎに「長宜子孫」「君宜高官」などの吉祥句を一字ずつに分離して文様帯中に挿入した鏡を見よう。このばあいには、文字が文様帯にそって右廻りの横位をとることを原則とする(同9)。しかも同範鏡36・37(K₁型式)および40(L₂型式)は、型式は相違するが、いずれも三神三獸鏡であることを注意しておきたい。この種の吉祥句が横位の表現をとる理由の説明には、京都府内里古墳出土の張是作二神四獸鏡^⑥において、不完全句をふくむ七言句五句、計三二字の銘帯中に、さらに「君」「宜」「高」「官」の各字をおさめた方格四個を八字目ごとに挿入し、いずれも右廻りに表現したものや、大阪府国分茶臼山古墳出土の吾作四神二獸鏡^⑦において、七言句を基本とする二〇字の鏡銘を左廻りに表現したあいだに、「君」「宜」「高」「官」の各字をおさめた方格四個を、逆方向の右廻りに挿入したものなどがあることを参照するべきであろう。すなわち、これらの変化型式の鏡と、通常の三神三獸鏡との、どちらが先行するかは容易に断言できないが、両者のあいだに関連があつて、一字ずつに分離した吉祥句の表現法が共通する原因となっていることは推測してよいであろう。

以上の鏡銘についての検討の結果を、内区の主文によって分類した型式との関係に重点をおいて表示しておく(第四表)。

第四表 鏡 銘 と 型 式

*印は方格内に十字区画のあることを示す

型 式	尚方作銘	某氏作銘	吾作銘	新作銘	天王日月	日月	天王日月	天・王・日・月	長・宜・子・孫	君・宜・高・官
	4	5								
X	6 7 8									
B	10 11 12									
A	14 15	19*	20							
C			9							
E	13									
F ₁			21	22 23						
F ₂			26*	24 25						
G			27 28							
J ₁				31 32 33 34						
J ₂	35									
K ₁			38 39	36 37						
L ₁				41 42						
L ₂				40						

文 様 帯 三角縁神獸鏡の内区の外周をめぐる文様帯は、若干の例外を除いて、内外二帯によって構成するのが普通である。そのうち、外側の一帯は櫛歯文帯を用いることを原則とするが、内側の文様帯は獸文帯・唐草文帯・波文帯の三種のいずれかを用いることが多く、まれに鋸歯文帯(同範鏡27)や珠文帯にかえたものもある。そもそも、外側に櫛歯文帯を用いることは、内区の外周に銘帯をめぐる鏡のばあいにも共通することであるから(第三図)、まず、それを除いて、内側の文様帯を考察の対象としたい。なお、文様帯が二帯構成によらぬものは、櫛歯文の一帯のみを用いた同範鏡17や、銘帯または文様帯の内側にも櫛歯文帯を用いた同範鏡3・35などのほかは、外側の櫛歯文帯を省略して獸文帯のみを用いたもの(第六図5)であるから(同範鏡28・36・37・39・40・41)、便宜上、二帯構成による獸文帯のばあいに準じてとりあつかうことにする。

さて、ここで獸文帯と総称するものの中には、従来、種々によびわけてきた文様をふくんでいる。たとえば、同範鏡2の画

像帯や、同範鏡18の画文帯(第六図7)などは、それらを獸文帯と区別することに、相当の理由をもっている。しかし、獸文帯あ



第6図 獸文帯と唐草文帯

(1) 20, (2) 22, (3) 25, (4) 32, (5) 36, (6) 椿井大塚山鏡, (7) 18, (8) 29, (9)・(10) 19

第五表 獣文帯・唐草文帯と型式

同范鏡番号	文 様 帯	図 形	方 向	乳	方 格	型式
2	獸 文 帯	異形 8	右・外向	8		
5	獸 文 帯	異形 7	右・外向		7 外向	
16	唐草文帯	大小 12 同形 8	左・外向 右・外向	6	6 外向 8 外向	A
18	獸 文 帯					
19	唐草文帯					
20	獸 文 帯					
21	獸 文 帯	同形 8	右・外向		8 外向	F ₁
22	獸 文 帯	同形 8	右・内向		8 内向	
23	獸 文 帯	同形 8	右・内向		8 内向	
24	獸 文 帯	同形 8	左・外向	4	8 内向 8 外向 4 外向	F ₂
25	獸 文 帯	異形 8	右・外向			
26	唐草文帯	大小 8				
27	鋸齒文帯	同形 8	右・外向	4	4 内向	G
28	獸 文 帯			4	4 内向	
29	唐草文帯	同形 10		10		I
30	唐草文帯	大小 12	右・外向 右・外向 右・外向 右・外向	6	6	J ₁
31	獸 文 帯	異形 8		4	4 外向	
32	獸 文 帯	異形 8		4	4 横	
33	唐草文帯	異形 8		4	4 外向	
34	獸 文 帯	異形 8		4	4 横	
36	獸 文 帯	異形 12	右・外向	8	4 横	K ₁
37	獸 文 帯	異形 12	右・外向	6	6 横	
38	獸 文 帯	同形 8	右・外向	4	4 内向	
39	獸 文 帯	同形 8	右・外向	4	4 外向	
40	獸 文 帯	異形 7	右・外向	4	3 横	L ₂
41	獸 文 帯	異形 12	左・外向	6	6 内向	L ₁
42	獸 文 帯	異形 6	右・外向		6 内向	
43	獸 文 帯	異形 10	右・外向	10		K ₁

るいは獣帯とよんできたもののうちにも、厳密に言えば、四足獣(同1—3)のみでなく、人(同4)・鳥(同5・6)・蛙・魚(同5)などの図形をふくむものや、玄武(同6)の存在を標識として四神の要素をふくむと考えうるものがある。それらをあえて獣文帯と総称することにしたのは、いままで獣文帯とよんできたものを二種に大別して、同一の要素をくりかえしたものの(同1・2)と、異種の要素を配列したもの(同3—7)との区別を重視するためである。第五表では、前者を同形とし、後者を異形と名づけて表示した。画像帯や画文帯が異形のうちにはいることは、いうまでもあるまい。ただし、唐草文帯のばあいには、同形

(第六図8)・異形の区別のほかに、「大小」という第三の種類を設けた。これは、要素としては同一であるが、単位図形に大小の相違がある(同9・10)ことを示したものである。

さらに獸文帯については、その獸形の体位が原則として左右のいずれを向くかを表示し、また、それは鏡の外周から見る形(第六図1)か、中心から見る形(同2)かを、外向・内向の語で区別した。獸形の体位が左を向くものはすくなく、同範鏡18(同7)・24・41の三例にとどまることは、鑄型に彫刻するばあいには左を向く形にするのが自然であり、鑄造した鏡では右を向く結果になることを考えれば、当然といえよう。ただ、上記の三例において左を向く形を用いたことに、共通した理由があるか否かはわからない。これにたいして、獸形を鏡の中心から見る形に表現した内向の実例は、単像式四神四獸鏡に属するF₁型式の同範鏡22・23の二例にかぎり、他はすべて外向の表現をとっている。この両鏡において、とくに獸形が内向することは、その獸文帯が同形のくりかえしであり、文様帯中において、個々の獸形を配置するために方格を使用し、その方格中に挿入した「天王」「日月」の文字が内向すること(第六図2)によって、いちおうは説明できる。しかし、方格中に挿入した文字が内向するにもかかわらず、獸形は外向とした鏡は、それよりも多いから(同範鏡24・28・38・41・42)、やはり、これを特殊現象として注意すべきであろう。唐草文帯のばあいには、その単位図形がS字形の構図をとるため、左向・右向の区別も、外向・内向の区別も立てることができない。

つぎに文様帯を構成する図形の数には、六・七・八・一〇・一二個の五種を見るが、六個一例、七個二例、一〇個二例、一二個五例のほかは、八個のものが一五例あって六〇%を占める。いま、この八個の図形を用いたばあいについて、文様帯を方格八個によって区分するものと、乳四個と方格四個とによって区分するものとを分けてみると、前者はA・F₁・F₂型式の四神四獸鏡に六例、後者はF₂・G型式の四神四獸鏡、J₁型式の二神二獸鏡、K₁型式の三神三獸鏡と、各種の鏡式にわたって八例を見る。このうち、両者にわたるものがF₂型式のみであることを注意しておきたい。あるいは、A型式の一例を除けば、両者がともに単像式の諸鏡に集中していることに、いっそう重要な意味があるのであろうか。なお、残りの一例は乳八個によって区分した獸文帯

竜虎鏡（同範鏡2）である。

以上の事実は、方格および乳を用いて文様帯を八区分することが、内区の主文の構成が四区画であるか六区画であるかの区別とは、関連性をもたぬ慣例であることを示している。これに傍証をあたえるものとして、文様帯を一二区分する五鏡を検討しよう。そのうちの四例は方格六個と乳六個とを用い、一例のみは方格四個と乳八個とを用いている。これを内区の主文の区画数と対照すると、四区画に属するA・J₁両型式の各一例は、方格六個と乳六個とを用いて、あきらかに文様帯は六区画の方法になっている。これにたいして、内区が六区画に属するK₁型式二例とL₁型式一例とのばあいには、両型式の各一例が方格六個と乳六個とを用いていることは当然ともいえるが、K₁型式の一例は方格四個と乳八個とを用いて、文様帯は四区画の方法によったことを示している。

なお、さきに指摘したように、文様帯を構成する図形の数が一〇個のものは二例にとどまるが、それは二神二獣鏡系統のI型式（同範鏡29）と三神三獣鏡のK₁型式（同範鏡43）とにわかれ、また前者は唐草文帯（第六図8）を、後者は獣文帯を用いながら、ともに乳一〇個をもって単位図形を区画する点は一致している。これらの事実は、中国製三角縁神獣鏡としては大きな意味をもたぬとしても、仿製三角縁神獣鏡のほとんどが、獣文帯と唐草文帯とのいずれを用いるばあいにも、乳一〇個をもって文様帯を区画していることに、きわめて緊密な関連をもつものと考えるべきであろう。

文様帯を櫛歯文帯と波文帯とで構成するものは、同範鏡としては竜虎鏡（3）と三神三獣鏡系の一群（44—48）とに集中しているが、岡山湯迫車塚古墳出土のA型式鏡^③や、岐阜県いちりん山古墳出土のH型式鏡^⑩や、伝熊本県八代郡出土のH'型式鏡（付図二六）など、他の型式にも稀にその例を見る。しかし、内区の主文との関係において固定しているのは、やはり波文帯竜虎鏡と波文帯三神三獣鏡とである。ただ、前者のばあいは、波文帯の内側にも櫛歯文帯を用いるにたいして、後者では波文帯がただちに内区の界隈と隣接している相違がある。なお、文様帯として好んで波文帯を使用する点でも、H・H'両型式は特殊性を示している。文様帯の説明をうち切るためには、はじめに詳しい論及をさけた櫛歯文帯について、つけくわえておきたいことがある。そも

そも、この文様帯の名称は、文様帯を形成する内外二条の円圈のあいだを、ほぼ平行する直線でうずめた状態を、櫛の歯になぞらえた命名であった。したがって、ほぼ平行する直線というのも、全体として見れば、鏡の直径の方向に走る放射状の直線の一部であることを理想とする。多くの三角縁神獸鏡では、櫛歯文帯を構成する平行線の方角を、ほぼこの理想に近い状態に表現しているが(第四図1)、一部の鏡には、ことさらに、これを斜位に表現したものがあつた(同2)。すなわち、櫛歯文帯の平行線を斜位に表現した同範鏡は、**9・10・15**(同2)・**16・19**(第六図9・10)・**26・30・32**(同4)・**34・35・43**の一例であるが、それぞれ、なんらかの意味で特殊性を示す鏡であることを注意しておきたい。

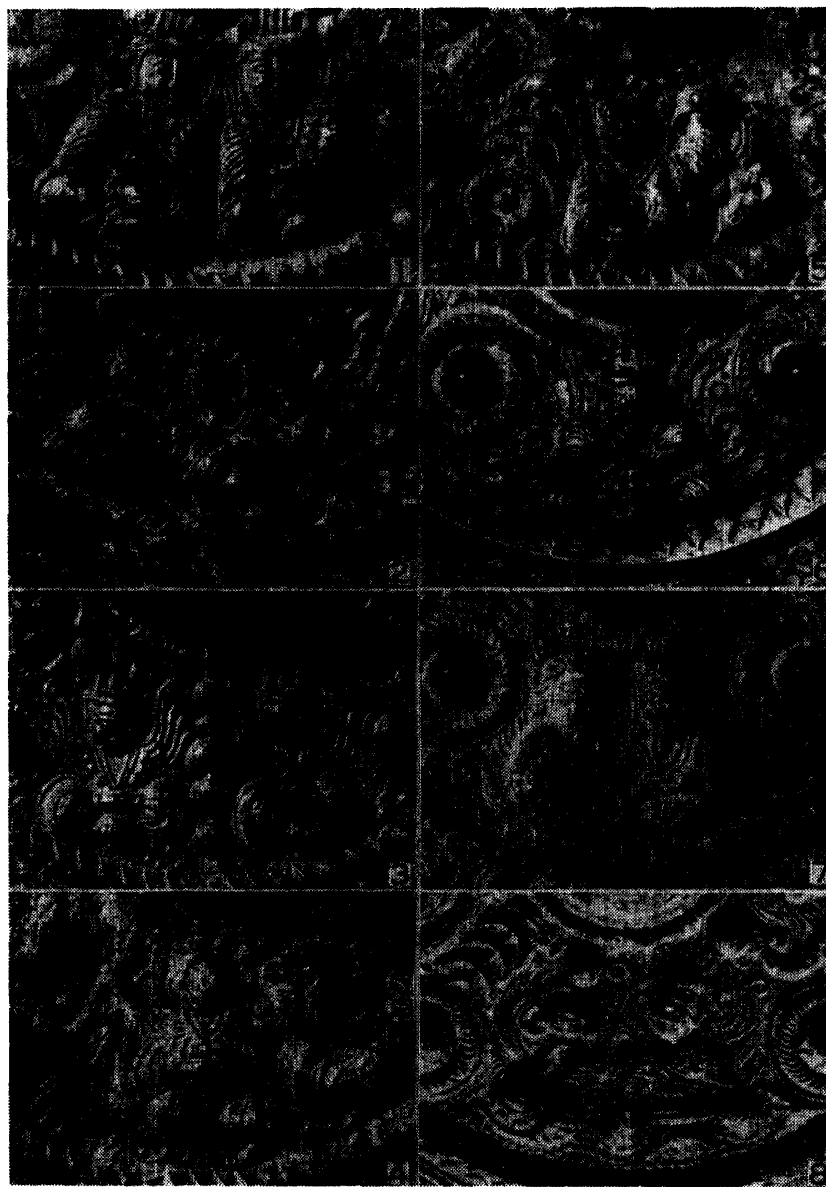
たとえば、C型式に属する**9**は、外区の波文帯の内側に珠文を加えた特殊な表現を用いている以外に、そもそもC型式が斜位の櫛歯文帯の使用を慣習とする型式である。**10**はB型式のうちでは「張氏作鏡」に属し、鈕座に珠文圈を加えた特殊例である。A型式に属する**15・16・19**の三鏡のうち、**15**が四言句の鏡銘を用い、かつ外区の波文帯を省略していることは、すでに指摘した。**16**は唐草文帯の一部に全文一二字の短い鏡銘を挿入する異例の方法を用い、**19**とF₂型式の**26**とは、方格内に十字の区画を用いた少数例に相当する。なお、京都府椿井大塚山古墳出土鏡^⑤にも、方格の十字区画と斜位の櫛歯文帯とを併用した一例がある(第六図6)。つぎにJ₁型式に属する**30・32・34**は、のちに述べるように、内行花文乳を用いた四例中の三例であるばかりでなく、**32・34**は獣文帯中に「天」「王」「日」「月」の四字を横位に配置(第五図8)した二例に相当し、**30**はJ₁型式としては唯一の、文様帯と内区との界圏外側に弧形文を用いた稀例に属する(第七図8)。**35**はまたJ₂型式の唯一例であり、「尚方作竟」の鏡銘をもち、銘帯の内側にも櫛歯文帯を加えた特殊鏡でもある。K₁型式に属する**43**が獣文帯の区画に一〇個の乳を用いた特殊例であることは、またすでに述べた。ただし、以上のような特殊性をもつ鏡にかぎって、なぜ櫛歯文帯を斜位にしなければならなかったのかという疑問をだすと、その必然性までは説明できない。

最後に、仿製三角縁神獸鏡のうちに、この櫛歯文帯の位置を外区に移した異例の一鏡^⑥があることを付記しておきたい。それは佐賀県谷口古墳・福岡県銚子塚古墳・大阪府ヌク谷北古墳から同範鏡の出土を見たもので、「吾作明竟」ではじまる一四字の鏡

銘を鑄出してはいるが、それを仿製鏡と判定する理由の一つとして、この櫛齒文帯の位置もまた有効であろう。

5 細部の表現による検討

神像の表現 三角縁神獸鏡において、内区の主文を構成するものは神像と獸形とである。そのうち、神像の表現が原則として正面形の坐像を用いることはすでに述べた。しかし、なかには像形が左右対照でなく、斜前方を向く形をとるものや、むしろ側



第7図 神像の表現

(1) 19, (2) 12, (3) 椿井大塚山鏡, (4) 椿井大塚山鏡, (5) 18, (6)・(7) 29, (8) 30

面形と見るべきものも若干あり、まれに立像もあるが、それらは、ある正面形の一神像にたいして、従属的な性格をあらわすばかりに使用することが多い(第七図5)。また、神像のほとんどは、前面のみを弧形の浮彫であらわすか(同1・3・5・6・8)、象徴的に両端を渦状に巻きこんだ弧線であらわした(同2)、神座の上にすわった形に表現する。この神座は、まれにその下部が彎曲した花茎状につづいたり^⑩(同4)、花茎状の表現をとまなうことがある(同範鏡11)ので、平面形は円形のものであり、上記の形状はその簡略形と推定することができる。さらに神像の頭上には、冠の表現を加えたものが多い。冠の形状は種々で一定しないが、大別すれば、頂部に三個の突起をならべたもの(同3)と、両端が渦状に巻きあがったもの(同1・2・5・6・8)とがいちじるしい。前者には個々の突起が逆三角形に近いものや、線表現のものもある。後者には中央に突起をそえたものや、そえないものがある。かりに前者を三山冠、後者を渦状冠とよんで、以下の記述を簡略化することにした。ただし、神像区の主像でありながら、冠の表現をおこなわぬものもある。

さて、これらの神像のうちに東王父・西王母を表現したものがあことは、同範鏡13において、隣接する二個の神像の間に、それぞれ「東王父」「西王母」の文字を挿入した実例を見るほか、鏡銘中にこの両神人の名を挙げたものがある事実によって、ほぼ推察できるであろう。しかし、すべての三角縁神獣鏡をとりあげ、それぞれの個々の神像について、どれが東王父であり、どれが西王母であるかを決定しようとするのは、容易なことではない。

たとえば、神像の傍に神人名を明記した同範鏡13のばあいには、「東王父」の文字の向かって右にある神像は三山冠をかぶり、「西王母」の文字の左右にある神像は渦状冠をかぶっているの、いちおうは、冠形の相違が両神人の区別をあらわすことも予想できそうである。二個の神像に「王父」「王母」の文字をそえた静岡県松林山古墳鏡^⑪のばあいも、これと冠形は一致する。しかし、そこまで厳密な表現の区別があったことを認めようとすると、あらためて、一面の鏡に、東王父あるいは西王母を二像ならべて表現した理由の説明が困難になる。さらに、A型式に属する同範鏡20や、F₁型式に属する21、G型式に属する27などでは、四個の神像のすべてが三山冠をかぶっているし、B型式に属する同範鏡11・12(第七図2・第八図1)では三個の神像が、またA

型式に属する19（第七図1）では四個の神像が、すべて渦状冠をかぶっているのも、もし冠の形状によって東王父と西王母とを区別できるとすれば、そのいずれか一方のみを、三像ないし四像も表現した鏡があることを承認しなければならない結果となる。いずれにしても、三角縁神獸鏡の型式分類を目的とする本稿では、これ以上、この問題に立ちいることを避け、詳論は他の機会にゆずりたい。

むしろ本稿で解決を必要とすることは、A型式の特殊例としてあげた若干の鏡において、その神像区に三像の表現を見るものや、H・I両型式の神像区に見る二像の表現の解釈であろう。まず獸形の配列法によりA型式の特殊例とした鏡のうち、神像区二区を三像形式としたものに京都府内里古墳鏡^⑤や岡山県湯迫車塚古墳鏡^⑥があり、一区のみを三像形としたものに兵庫県牛谷天神山古墳鏡^⑦がある。そのうち、湯迫車塚鏡のばあいは、すべての神像が渦状冠をかぶり、牛谷鏡のばあいは、他の神像区の二像が渦状冠であるのにたいして、問題の神像区の三像はいずれも三山冠をかぶっている。ただ内里鏡のばあいは、細部が判然としないうが、中央像の渦状冠にたいして、右の一像は三山冠をかぶるという相違はある。しかし、三像形式のすべてに共通することは、中央像のみが大きくて正面形で、両側の二像は小さくて斜ないし側面形を用いており、その間に主副の区別を示す点である。なお、以上の三鏡のうち、内里鏡は張是作銘、牛谷鏡は陳是作銘であるうえに、いずれも銘帯中に「君宜高官」の四言句を、方格内に一字ずつ収めて並用するという特殊な表現も共通している。また湯迫車塚鏡は文様帯として波文帯を用いている点で、A型式としては異例に属することを指摘しておきたい。

つぎに、両神像区にそれぞれ二像を並置したH型式のばあいを見よう。滋賀県古富波山古墳鏡（付図二五）は、正面形の主像を向かって左に、斜を向く副像を向かって右にあらわし、一方の神像区では主像が渦状冠を、副像が三山冠をかぶることがあきらかである。この鏡は陳氏作銘の七言句による銘帯をめぐらすほか、獸形区の両獸形が頭位を縦にしていること、乳座に車輪圈を用いることなどに特殊性を示している。岐阜県いちりん山古墳鏡^⑧は、向かって右が主像で、向かって左が副像であることを識別できる。ただし、主副両像の大きさには大差がないが、副像の一つはあきらかに斜を向く。獸形の頭位は横になっているが、文

様帯として珠文をそえた波文帯を用い、鈕座の有節重弧文圏の外周に鋸齒文圏を用いることも、波文帯三神三獸鏡系の手法に類似する。これにたいしてH'型式に属する伝熊本県八代郡出土鏡(付図二六)は、神像区の二像がほぼ同大で、かつ、ともに正面形をとり、正副の区別をつけにくい。ただ、獸形は頭位を縦にし、文様帯として波文帯を用いていることは、H'型式の両鏡の特色をあわせもつものともいえて、この鏡の特殊性を示している。なお、このほかに、銘帯の各字間に小乳を挿入していることによつて、X型式として一括した鏡のうちに、内区の神像獸形の配置からいえばH'型式に相当するものがある。たとえば、同範鏡8は神像区の二像がほぼ同大の正面形をとり、正副の区別をつけにくいものであり、大阪府国分茶臼山古墳鏡^⑧は、正面形の主像と斜を向く副像との区別を明示し、それぞれの主像は三山冠と渦状冠とに表現をかえたものである。以上の説明は、資料の細部に言及しすぎたかもしれないが、それはH・H'両型式が特殊性の多い不安定な型式であることを強調しようとしたためである。

これにたいして、神像区の一方のみに二個の神像を配置するI・I'両型式は、はるかに安定性が強い。すなわち、この両型式の鏡では、その一区に並置した二個の神像をいづれも側面形とし、二像が向かいあつた形にする特徴がある。しかも、I型式に属する同範鏡29では、その二像が渦状の尾をもつことを明示している(第七図7)。それとともに、他方の神像区の一神像には神座の表現があるのに(同6)、並置した二像にはそれが無い。同じくI型式に属する大阪府紫金山古墳鏡や、I'型式に属する奈良県鏡作神社藏鏡^⑨(付図二八)では、この尾の表現は変形してしまっているが、いづれも神座の表現をおこなわぬ点は共通する。したがって、I・I'型式における二像並置の神像は、他方の神像区の主像にたいして、副像としての意味をもつものであり、神像区自身に主副の区別があることになる。なお、尾をもつ姿の副像に関連するものとして、J₁型式に属する同範鏡30の神像を紹介しておきたい。この鏡では二区の神像区に、それぞれ三山冠をかぶる神像と、渦状冠をかぶる神像とを配置して、二像の表現を区別している。しかも後者の傍には、人頭竜身の小像を側面形の表現を用いてそえている^⑩(第七図8)。

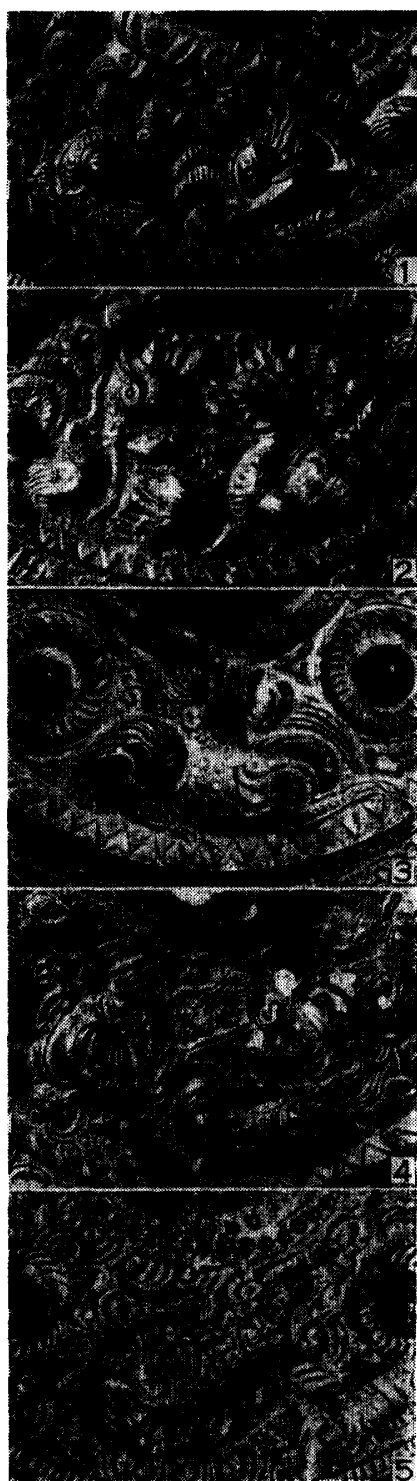
獸形の頭位と頭向

三角縁神獸鏡において内区の主文の一半をしめる獸形については、型式分類の段階では、もっぱらその体

向のみを問題とした。しかし、さらに注意を必要とするのは、頭位の表現にも二種の相違があることである。すなわち、頭位が縦位をとるものと横位をとるものとの区別である。

ここで縦位といい横位というのは、頭頂と顎とを結ぶ中心線が、鏡の直径の方向にそうものを縦位(第八図1・2左)とし、直径に直向するものを横位(同3)とよびわけようとするのであるが、それには若干の注釈を必要とする。その一は、かならずしも直径の方向と一致せず、しいていえば斜位にあたるもの(同2右)は、特殊なばあいを除いて、便宜上、縦位・横位のうちにふくめてとりあつたことである。その二は、そもそも縦位・横位を区別する理由として、三角縁神獸鏡における獸形の頭部の表現は、原則としてそれを正面から見た形とする事実^⑧を前提としている。ただし、獸形の体部はつねに側面形を用いるから、なかには、二神二獸鏡に属する同範鏡35(J_2 型式)のように、二個の獸形の頭部がともに側面形を用いたもの(同5)や、三神三獸鏡に属する同範鏡42(L_1 型式)のように、一個の獸形の頭部を横位とし、二個は側面形を用いた例外がないわけではない。

さて、頭位の縦横と型式との関係を第六表によって見ると、横位の採用はX・I・ J_1 の三型式に集中する現象であることを知る。とくに、I・ J_1 両型式に属する同範鏡のすべてにおいて、その獸形の頭位が横位をとることは、 J_2 型式の一鏡(同範鏡35)が



第8図 獸形の表現

(1) 12, (2) 10, (3) 29, (4) 5, (5) 35

第六表 獣形の体向・頭向と頭位

同範鏡番号	獣形数	体 向	頭 位	頭 向	型式
7	1	左 1	横	同	X
8	2	右 1 左 1	横	同	
9	4	右 2 左 2	縦		C
10	5	右 3 左 2	縦・斜		B
11・12	5	右 3 左 2	縦		
13	4	右 4	縦		E
14~20	4	右 2 左 2	縦		A
21~23	4	右 2 左 2	縦		F ₁
24・25	4	右 2 左 2	縦	同	F ₂
26	4	右 2 左 2	縦・斜・横		
27・28	4	右 4	縦		G
29	2	右 2	横	同	I
30~33	2	右 2	横	同 逆・同	J ₁
34	2	右 2	横		
35	2	左 2	側面	逆	J ₂
36~39	3	右 3	縦		K ₁
40	3	右 1 左 2	縦		L ₂
41	3	右 2 左 1	縦	側面・横 逆・同	L ₁
42	3	右 2 左 1			
43・44	3	右 3	縦		K ₁
45	3	左 3	縦		K ₂
46	3	右 1 左 2	縦		L ₂
47	3	右 2 左 1	縦		L ₁
48	2	右 2	縦		M

側面形を用いていることをあわせて、二神二獣鏡系統の諸型式では、ことさらに縦位の頭位をさける傾向が強いことを示すものとして注意しておきたい。しいて例外を探せば、さきに指摘したように、H型式に属する滋賀県古富波山古墳鏡や、H'型式に属する伝熊本県八代郡出土鏡に、二個の獣形の頭位を縦位としたものがある。ただしこの事実は、また四神二獣鏡としての構成をとるH・H'両型式が、一般の二神二獣鏡とは相違するところの多いことを示すものであろう。

しかし、陳氏作小乳銘鏡とでもよぶべきX型式は、内区の構成の点では、四区画と六区画とをふくむ混成型式であるが、そのうちの同範鏡8の内区はH'型式に相当するものであるから、ここで問題とすべきものは、やはり、三角縁神獣鏡のうちで、ほとんど二神二獣鏡系統の鏡式のみが、頭位を横位にした獣形を採用した理由である。もとより、その解決は早急には困難であるが、

それが中国鏡としてきわめて特異な現象であることは、内区の構成において二神二獣鏡と類似する画像鏡では、かえって二個の獣形の頭位・頭向の統一をさせ、縦位・横位・同向・逆向などを混用して、変化をあたえることに努力している事実と比較しても、容易に理解できるのである。いずれにもせよ、二神二獣鏡に見る獣形の頭位とした現象の特異性を強調するのは、仿製三角縁神獣鏡のばあいには、ほとんどが三神三獣鏡の鏡式に属するにもかかわらず、獣形の頭位のみは中国鏡と相違して、横位を用いるものはなほ多いという事実とのあいだに、関連があることを考えるからである。

なお、頭位とともに頭向をとりあげたのは、獣形の頭部を側面形(第八図4)としたばあいには、しばしば体向と頭向とを逆にするもの(同5)があるからである。さらに頭位が横位であるばあいには、体向と頭向とを同じにするものが多いが、まれにこれを逆にしたものがある。第六表の頭向欄に「同」「逆」とのみ記入したのは、体向と同方向か逆方向かを意味している。ついでは、第六表には鏡式を記入していないが、それは獣形数によって推定できるはずである。

傘松形の配置法

さきに内区の主文をなす神像・獣形の配置によって型式を分類する段階では、C型式についてののみ、さらに各区の中央に傘松形の表現をもつことに言及した。たしかに、三角縁神獣鏡の諸型式のうちで、傘松形の図形の用法が固定しているのは、このC型式のみである。しかし、第七表に示すように、内区に傘松形の図形を併用することは、四神四獣鏡・三神五獣鏡および二神二獣鏡のばあいには、かならずしもめずらしい現象ではない。したがって、むしろ注意を喚起したいことは、三神三獣鏡のばあいには、 $K_1 \cdot K_2 \cdot L_2 \cdot M$ の諸型式にわたって、いずれも傘松形の図形を用いたものがないという事実である。ただし、 L_1 型式に属する特殊鏡42のように、傘松形の図形を用いた例外をのぞけば、 L_1 型式もこのうちに加算できる。また、同範鏡43(K_1 型式)・46(L_2 型式)などに見る松毬形の図形を、これにかわるものとして解釈することもできよう。

三神三獣鏡を除いて、さらに傘松形の図形を用いない鏡をさがせば、単像式の四神四獣鏡に同範鏡27・28(G型式)があり、同じく二神二獣鏡に同範鏡29(I型式)と35(J_2 型式)とがある。既知の同範鏡の範囲では、G・I・ J_2 の三型式に属する鏡は、いち

第七表 傘松形の配置と型式

同范鏡番号	傘松形数	乳上	乳側	中央	型式
5	2			2	
6	1		1		X
7	0				
8	2		2		
9	4			4	C
10	4	4			B
11・12	5	2	2	1	
13	1	1			E
14・15	1			1	A
16	2			2	
17	1			1	
18・19	1		1		
20	2			2	
21~23	2	2			F ₁
24~26	2	2			F ₂
27・28	0				G
29	0				I
30	2	2			J ₁
31	1			1	
32・33	1		1		
34	3		2	1	
35	0				J ₂
36~39	0				K ₁
43・44	0				
45	0				K ₂
41・47	0				L ₁
42	1		1		
40・46	0				L ₂
48	0				M

おう、ここに列挙した四鏡で全部をつくしているから、これらの三型式もまた傘松形の表現を用いない型式という可能性があるが、一例にとどまるものは断定をひかえたい。ただG型式の二例については、同じく単像式の四神四獣鏡に属するF₁・F₂両型式が、C型式について、かなり固定した傘松形の用法を示しているので、それとの対照において、傘松形を用いていない事実を重視してもよからう。

さて、F₁・F₂両型式における傘松形の用法を一言でいえば、鈕を結んで一直線上に位置する二個の乳を基端として、この図形を二個にかぎって使用するものである。ところが、その条件を満たす二個の乳は、一面の鏡について二組を考えることができる。かつF₁型式のばあいには、現実には、現実にその二組の変化がある。すでに説明したことであるが、F₁・F₂両型式の主文を構成する獣形の体向は、右を向くものと左を向くものとが二個ずつあり、乳を無視していえば、体向を異にする二獣は、一個の神像を中にして対向すると、これと直角の位置にある神像を中にして背向すると、両様に見ることのできる関係にある。すなわち、傘松形

の図形を配置するために二個の乳を選定するばあいにも、それによって二分した各二区において、二個の獣形が対向するもの（同範鏡21・22）と、背向するもの（同範鏡23・24・25・26）とが、必然的にわかれる結果となる。ただし、この六面の同範鏡についていえば、獣形が対向する二面と背向する一面（同範鏡23）とは F_1 型式であり、背向する他の三面はすべて F_2 型式である。この事実がなにを意味するかというと、さきに $F_1 \cdot F_2$ 両型式は、主文の配置のみによっていえば、相互に反転した関係にあると説明したが、あらためて傘松形の位置を加えて再検討すれば、 F_1 型式のうちで獣形の背向するもののみが F_2 型式と反転関係にあり、同じ F_1 型式でも傘松形によって分割した二区内の獣形が対向するものは、それと反転関係にある鏡を F_2 型式のうちに見いだしていいないということになる。以上の事実を承知したうえで、 $F_1 \cdot F_2$ 両型式を、傘松形の図形の用法がほぼ一定した型式として認めることにしたい。

なお、四個の傘松形を各区の中央に配置するC型式では、傘松形が全体として十字形の構成をとるので、 $F_1 \cdot F_2$ 両型式に見るように、乳を基端として各区の境界に傘松形を配置し、それが十字形の構成をとる配置も原理的に想定することができよう。試みにその実例を探すと、A型式では岡山県観音山古墳鏡^⑧があり、B型式では同範鏡10がそれに相当する。しかし、同じくB型式に属する同範鏡11・12のばあいは、神像区の右側の傘松形が乳の位置からずれ（第七図2）、かつ右側の獣形区の中央に第五の傘松形を追加している（第八図1）ので、乳を基端とする傘松形の十字形配置法は、いわば試作の段階にとどまり、どの型式においても定着するにいたらなかったようである。

外区内側斜面

三角縁神獣鏡の外区は、内区にくらべて厚みを増して作るので、その内側にわずかな斜面ないし段ができる。

この斜面には装飾を行なわぬ鏡もすくなくないが（第六図8）、それよりも多いのは、ここにも鋸歯文を使用する鏡である（同1・3・5・7・9）。ただし、まれには弧形文（同4）をもって鋸歯文にかえた鏡もある（同範鏡32・42）。試みに、この部分に鋸歯文を使用することの有無と、内区の主文の型式との関係を検討してみよう。それには、鋸歯文または弧形文を使用しない鏡のみを

第八表 外区内側斜面に装飾のない鏡

同範鏡番号	型 式	鏡 種
2		獸文帶竜虎鏡
6 7 8	X X X	陳氏作小乳銘帶鏡
9	C	複像式四神四獸鏡
27 28	G G	単像式四神四獸鏡
29 33 34 35	I J ₁ J ₁ J ₂	二神二獸鏡
39 41 43	K ₁ L ₁ K ₁	獸文帶三神三獸鏡
44 45 46 47 48	K ₁ K ₂ L ₂ L ₁ M	波文帶三神三獸鏡

摘出して表示すれば明瞭になる。

すなわち、外区内側斜面に鋸齒文などの装飾を使用しない鏡は、第八表に示したように、まず同範鏡では、型式記号をつけなかった獸文帶竜虎鏡(同範鏡2)をはじめ、X・C・G・I・J₁・J₂・K₁・K₂・L₁・L₂・Mの諸型式にわたるほか、同範鏡には該当するものを見ないM'型式をもふくんでいる。⑤。いいかえれ

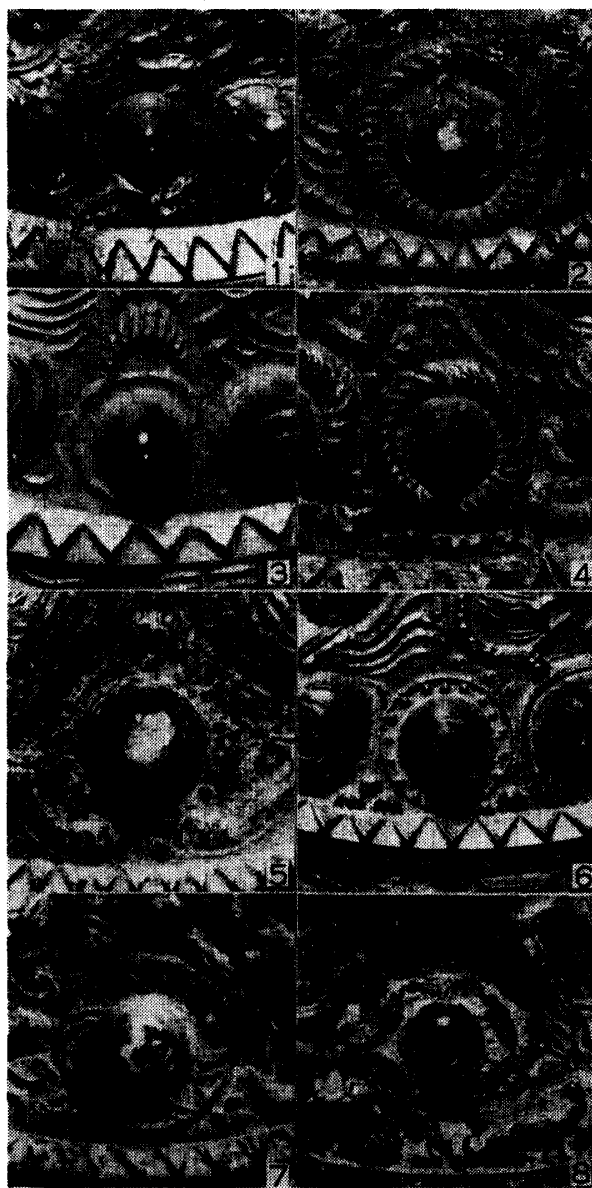
ば、まずここに鋸齒文を用いないことを、その型式の特徴とするものは、銘帯に多数の小乳を挿入した陳氏作銘のX型式(第四図1)と、新作徐州銘四神四獸鏡のC型式と、単像式四神四獸鏡のうちのG型式と、二神二獸鏡のうちのI型式と、三神三獸鏡のうちのM・M'両型式とであるといえる。さらに二神二獸鏡のJ₁・J₂両型式と、三神三獸鏡のK₁・K₂・L₁・L₂四型式とは、その一部がこれに該当する。ただし、最後にあげた三神三獸鏡については、あらためて、これを内区の外周に獸文帯をめぐらすものと、波文帯をめぐらすものとに分けると、後者の波文帶三神三獸鏡は、その型式はL₁・L₂・K₁・K₂・M・M'と多様であるにもかかわらず、全部が外区内側斜面に鋸齒文を用いない点で共通する。

なお、これらのうちでも、とくに銘帯の表現の特殊性によって分類したX型式と、内区における傘松形の用法が固定し、かつ鏡銘が四言句に一定した新作徐州銘のC型式と、波文帶三神三獸鏡との三者が、さらに外区内側斜面に鋸齒文を用いない特色をあわせもつことを強調しておきたい。

乳座と鈕座 三角縁神獸鏡の乳には、乳座をもたぬ素乳(第九図1)と、各種の乳座をもつものがある。乳座の種類を円圈座

(同3)・珠文圈座(同5・6)・振文圈座(同4)・車輪圈座(同7)の四種に大別し、そのほかに、乳の下部周囲に内行花文状の裝飾を加えたものを、内行花文乳(同2)と命名して区別すれば六種類となる。このうち、車輪圈座というのも新しい仮称で、従来は「粗な振文圈」などとよばれてきたものに相当する。ただし、第一表にあげた四八種の同范鏡について乳座の種類を表示するためには、さらに内行花文圈座(同8)の一種を加算する必要がある。なお、第九表において、乳数として4または6と表示したのは、同時に内区を分割した区数を示す。また、振文圈座および車輪圈座について左・右の区別を記入したのは、それぞれの圈内をうずめる弧線の方角を示すもので、乳に接近する内側端を基準として、弧形が向かって右に彎曲するものを右とし、左に彎曲するもの(第九図2・4・7)を左と略記した。

さて、第九表によって、乳と鏡の型式との相関関係を見ると、A・B・C・E・F₁・F₂の諸型式にわたり、四神四獣鏡および



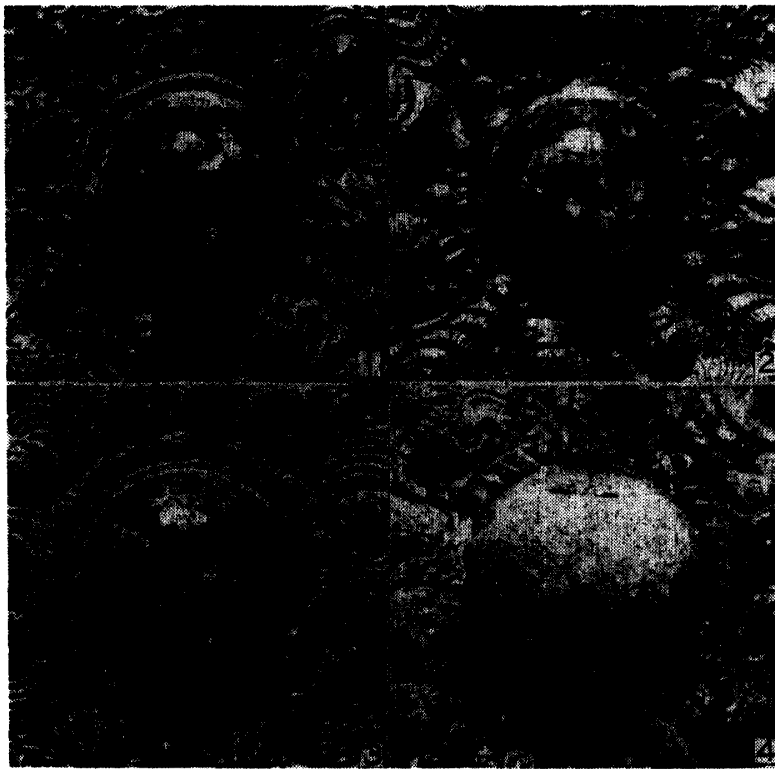
第9図 乳と乳座の表現

- (1) 素乳 14, (2) 内行花文乳 32, (3) 円圈座 21,
 (4) 振文圈座 28, (5) 珠文圈座 3,
 (6) 珠文圈座 椿井大塚山鏡, (7) 車輪圈座 48,
 (8) 内行花文圈座 1,

第九表 乳および乳座と型式

同範鏡番号	素乳	内行花文乳	円圈座	振文圈座	車輪圈座	珠文圈座	内行花文圈座	弧線の方向	型式
1 2・3 4 5	4		4			4	6		
6 7 8			4	4 6				右 右	X
9	4								C
10・11 12	4		4						B
13	4								E
14~17 18 19 20	4 4		4 4						A
21 22・23	4		4						F ₁
24~26	4								F ₂
27 28			4	4				左	G
29				4				左	I
30 31 32 33 34	4 4 4 4			4 4 4 4				右 左 右 右 右	J ₁
35				4				右	J ₂
36 37~39				6 6				右 左	K ₁
40				6				右	L ₂
41 42	6			6				右	L ₁
43・44			6						K ₁
45				6				左	K ₂
46				6				左	L ₂
47	6								L ₁
48				6				左	M

三神五獸鏡は、複像式と単像式とを問わず、素乳または円圈座のうちのいずれかを用いる傾向が顕著である。ただし、単像式四神四獸鏡のうちでもG型式には、振文圈座を使用するもの（同範鏡28）を見いだす。なお、同範鏡以外の資料を参照しても、C型式は素乳を用いることが多く、D型式の二例^④もまた素乳である。また、二神二獸鏡系のI・I'・J₁・J₂の諸型式は、すべて振文圈座を使用し、かつ、J₁型式では同時に内行花文乳を組みあわせて用いる傾向が強い。ところがH・H'型式のばあいは、滋賀県古富波山古墳鏡（付図二五）が車輪圈座を用いているかと思えば、他の二例は簡単な円圈座を用いている。これは神像について、H・H'型式を不安定なものとし、I・I'型式を安定性の強いものと述べたことを裏づける事実である。なお、内行花文乳を振文圈座以外の乳座に組みあわせたものは管見のうちにはない。つぎに三神三獸鏡系のばあいは、型式と乳の種類との関係が複雑で



第10図 鈕座の表現

(1) 円圈座 17, (2) 珠文円圈座 10, (3) 有節重弧文圈座 20, (4) 鋸齒文圈座 48

あって、L₁型式に素乳の、K₁型式に円圈座の使用例を見るが、主調としては、獣文帯三神三獣鏡には振文圈座を、波文帯三神三獣鏡には車輪圈座を好んで使用したといえる。なお、振文圈座を多く使用する型式として、X型式があることを指摘しておきたい。このほか、珠文圈座は同範鏡2・3の二種の竜虎鏡とA型式に属する京都府椿井大塚山古墳出土の一鏡(第九図6)に、内行花文圈座は同範鏡1の竜虎獣帯鏡に使用例を見るものである。

鈕座は乳座にくらべて変化がすくない。すなわち、大別すれば円圈座(第一〇図1)・珠文円圈座(同2)・鋸齒文圈座(同4)および有節重弧文圈座(同3)の四種となるが、同範鏡47の珠文円圈座の外周に鋸齒文圈を加えた鈕座を一種と数えれば五種ともいえる。あるいは、珠文円圈座は円圈座の外周に珠文圈を加えたものとして、これを円圈座のうちにふくめて三種とすることもできよう。

いずれにしても、三角縁神獣鏡の鈕座として、圧倒的に多いものは有節重弧文圈座であって、第一〇表に示すように、複像式・単像式を問わず、ほとんどの型式に使用例を見る。さらに同範鏡以外の資料を加えると、D・H・H'・I'・M'の諸型式を追加することができる。ただし、しいて欠除する型式を挙げると、B・E・J₂・Mの諸型式となる。このうち、B型式の三神五獣鏡に有節重弧文圈座の使用例を見ないことが、同範鏡以外のばあいにも通性であるならば、重要な特色と考えねばなるまい。今後の検討をまっすべき問題である。つぎに多いものは円圈座であるが、これを使用する型式数は、

第一〇表 鈕座と型式

同範鏡番号	円 圈 座	珠 文 円 圈 座	有 節 重 弧 文 圈 座	鋸 齒 文 圈 座	鋸 齒 文 珠 文 円 圈 座	型 式
1~5			●			
6・8 7		●	●			X
9			●			C
10 11・12	●	●				B
13	●					E
14 15・16 17・19 18・20	●		●			A
21~23			●			F ₁
24~26			●			F ₂
27 28	●		●			G
29			●			I
30~34			●			J ₁
35		●				J ₂
36~39			●			K ₁
40			●			L ₂
41・42			●			L ₁
43 44	●		●			K ₁
45			●			K ₂
46	●					L ₂
47					●	L ₁
48				●		M

有節重弧文圈座のばあいの半分にもおよばない。ただし、そこに欠除していたB・E両型式をふくむことを注意しておきたい。なお、これに珠文円圈座を合算すれば、かろうじてJ₂型式の一例をふくむことにはなるが、円圈座のみを鈕座とする同範鏡のうち、二神二獣鏡系の鏡を見ないことも、検討を必要とする問題である。鋸齒文圈座については、それを用いる同範鏡47・48が、ともに波文帯三神三獣鏡に属することを強調するにとどめる。

6 結 語

内区主文の配置法によっておこなった三角縁神獣鏡の型式分類の適否を知るために、これを銘帯および文様帯の表現、内区の神像・獣形の表現や傘松形の配置法、あるいは乳・乳座および鈕座などの細部にわたって詳細に検討してみた。その結果を、あらためて各型式の特色として列举し、もって本稿の結語にかえることにしたい。

A 型 式 複像式四神四獣鏡。二つの獣形区における二獣の表現を、いずれも対向型とする。長文の銘帯をもつものは七言句を好む傾向を示し、吾作鏡が多いが某氏作鏡もある。「天王日月」の四字は一個の方格に収めて用いる。乳は素乳または円圈

座乳、鈕座は円圈座または有節重弧文圈座。神像の数をかえて特殊な変形を試みたものを見る。

B 型式 複像式三神五獸鏡。二つの獸形区における二獸の表現を、いずれも対向型とし、一方の神像区において向かって右の一像を獸形にかえる。ただし、一方の獸形区の一獸を半身形とする。七言句による長文の銘帯をもち、吾作鏡のほかに某氏作鏡がある。乳は素乳または円圈座乳、鈕座は円圈座ないし珠文円圈座。

C 型式 複像式四神四獸鏡。二つの獸形区における二獸の表現を、一区は対向型とし、他区は背向型とする。神像区・獸形区とも、すべて中央に傘松形をおく。「新作明鏡」または「新作大鏡」ではじまり、「銅出徐州、師出洛陽」の対句をふくむ四言句による長文の銘帯をもつ。外区内側斜面に装飾なし。乳は素乳、鈕座は有節重弧文圈座。

D 型式 中間式四神四獸鏡。向かって右に神像を、左に獸形をおく二区と、左に神像を、右に獸形をおく二区とを交互に配列する。四個の獸形は交互に異方向を向く。乳は素乳、鈕座は有節重弧文圈座。

E 型式 中間式四神四獸鏡。向かって右に神像を、左に獸形をおく二区と、左に神像を、右に獸形をおく二区とを交互に配置する。四個の獸形はすべて向かって右を向く。七言句による長文の銘帯をもつ吾作鏡。乳は素乳、鈕座は円圈座。

F₁ 型式 単像式四神四獸鏡。四区とも向かって右に神像を、左に獸形をおく。四個の獸形は交互に異方向を向く。鈕を結んで一直線上に位置する二個の乳のみに傘松形を用いる。「天王」（七個）「日月」（一個）の二字ずつを一個の方格に収めて用いることが多い。乳は素乳または円圈座乳、鈕座は有節重弧文圈座。

F₂ 型式 単像式四神四獸鏡。四区とも向かって左に神像を、右に獸形をおく。四個の獸形は交互に異方向を向く。鈕を結んで一直線上に位置する二個の乳のみに傘松形を用いる。「天王」（七個）「日月」（一個）の二字ずつを一個の方格に収めて用いることが多い。乳は素乳、鈕座は有節重弧文圈座。

G 型式 単像式四神四獸鏡。四区とも向かって左に神像を、右に獸形をおく。四個の獸形はすべて向かって右を向く。傘松形を用いない。「天王日月」の四字を一個の方格に収めて用いる。外区内側斜面に装飾なし。乳は円圈座または振文圈座乳、

鈕座は円圈座または有節重弧文圈座。

H 型式 四神二獸鏡。神像区はいずれも二神を並置する。二個の獸形は向かって右を向く。乳は円圈座または車輪圈座乳、鈕座は有節重弧文圈座またはさらに鋸齒文圈をそえる。特殊性の多い不安定な型式。

H' 型式 四神二獸鏡。神像区はいずれも二神を並置する。二個の獸形は異方向を向く。乳は円圈座乳、鈕座は有節重弧文圈座。特殊性の多い不安定な型式。

I 型式 三神二獸鏡。一方の神像区に冠および神座の表現を欠いた側面形の二神を並置する。二個の獸形は向かって右を向き、頭部を横位とする。乳は振文圈座乳、鈕座は有節重弧文圈座。

I' 型式 三神二獸鏡。一方の神像区に冠および神座の表現を欠いた側面形の二神を並置する。二個の獸形は異方向を向き、頭部を横位とする。乳は振文圈座乳、鈕座は有節重弧文圈座。

J₁ 型式 二神二獸鏡。二個の獸形は向かって右を向き、頭部を横位とする。「天王日月」の四言句を用いるばあいは、一字ずつに分離して方格に収める。乳は内行花文乳が多く、乳座は振文圈座、鈕座は有節重弧文圈座。

J₂ 型式 二神二獸鏡。二個の獸形は向かって左を向き、頭部を体向と逆向した側面形とする。傘松形を用いない。七言句による長文の銘帯をもち、銘帯の断面を蒲鉾形に作る。乳は振文圈座乳、鈕座は珠文円圈座。

K₁ 型式 三神三獸鏡。三個の獸形はいずれも向かって右を向く。傘松形を用いないが、松毬形を用いたものがまれにある。「天王日月」または「日日月全」の四字を一個の方格に収めて用いるものがある。文様帯として波文帯を用いるものは、外区内側斜面に装飾なし。乳は振文圈座または円圈座乳、鈕座は有節重弧文圈座または円圈座。

K₂ 型式 三神三獸鏡。三個の獸形はいずれも向かって左を向く。傘松形を用いない。文様帯として波文帯を用いるものは、外区内側斜面に装飾なし。乳は車輪圈座乳、鈕座は有節重弧文圈座。

L₁ 型式 三神三獸鏡。獸形の二個は向かって右を向き、一個は左を向く。傘松形を用いることはすくないが博山炉形を用

いたものがある。文様帯として波文帯を用いるものは、外区内側斜面に装飾なし。乳は素乳または捩文圈座乳、鈕座は有節重弧文圈座または鋸齒文珠文円圈座。

L₂ 型式 三神三獸鏡。獸形の二個は向かって左を向き、一個は右を向く。傘松形を用いないが、松毬形を用いたものがある。文様帯として波文帯を用いるものは、外区内側斜面に装飾なし。乳は捩文圈座または車輪圈座乳、鈕座は円圈座または有節重弧文圈座。

M 型式 三神二獸博山炉鏡。一つの獸形区は獸形にかえて博山炉形を用いる。二個の獸形は向かって右を向く。松毬形を博山炉形に似た表現とする。文様帯に波文帯を用い、外区内側斜面に装飾なし。乳は車輪圈座乳、鈕座は鋸齒文圈座。

M' 型式 三神二獸博山炉鏡。一つの獸形区は獸形にかえて博山炉形を用いる。二個の獸形は異方向を向く。松毬形を博山炉形に似た表現とする。文様帯に波文帯を用い、外区内側斜面に装飾なし。乳は車輪圈の不完全な表現と見るべき乳座をもち、鈕座は有節重弧文圈座。

X 型式 神獸車馬鏡その他。内区は四区画と六区画との両者にわたり、内区の主文は、神像・獸形のほかに馬車・山形などを併用することが多い。獸形の頭部は横位を多く用いる。銘帯の各字間に小乳を挿入することを特徴とする。陳氏作鏡が多く、吾作鏡は稀例である。外区内側斜面に装飾なし。乳は捩文圈座乳が多く、鈕座は有節重弧文圈座または珠文円圈座。

注

言すべきであろう。

① 三角縁神獸鏡を中国鏡と仿製鏡とに区別する基準は、かならずしも確立しているとはいえない。本稿で中国鏡としてとりあつた鏡のうちには、先学が仿製鏡として報告したものをふくんでいる。また、三角縁神獸鏡のうちに中国出土例のないことを理由として、その中国鏡であることを全面的に疑う見解もあるが、同意しがたい。三角縁神獸鏡に中国鏡のあることは厳然たる事実であるから、かりにその範圍を縮小しようとするならば、まず本稿でおこなったような型式の細分にもとづいて発

② 複像式鏡と単像式鏡との区別は、小林行雄「初期大和政権の勢力圏」(『史林』第四〇巻第四号、昭和三十三年)において提唱したものである。ただし、これよりさらに、小林行雄「同範鏡論再考」(『上代文化』第二七輯、昭和三十三年)においてこの用語を使用した。

③ 著者の使用する同範鏡番号は、同範鏡の新資料を発見するたびに変更してきた。出版物に公表したものでは、日本経済新聞社編『日本のあけぼの展』、昭和四三年)一〇六頁に掲げた昭和四三年三月作成のものが

もっとも新しく、中国鏡三八種の分有関係を表示してある。ただし、今回の番号改訂は、昭和四五年作成の原表についておこなった。

- ④ 同範鏡目録には、同範鏡出土古墳名のみでなく、それぞれの同範鏡の写真を掲載した文献を明記した。ただし、文献は発表の先後にかかわらず、写真の明瞭なものを採用した。この種類の目録は、京都府椿井大塚山古墳出土鏡のみについて作成したものを、小林行雄『古墳時代の研究』（昭和三十六年）一四七一―一五〇頁に発表したことがあるが、中国製の同範三角縁神獸鏡全般にわたるものは、はじめて発表するところである。なお、旧目録の誤りを訂正した。

- ⑤ 梅原末治「印南郡北浜村大字牛谷谷発見の古鏡」〔兵庫県史蹟名勝天然記念物調査報告書〕第二輯、大正一四年）第二九図版。

- ⑥ 山川七左衛門編『梅仙居蔵日本出土漢式鏡図集』（大正一二年）図版第三。

- ⑦ 東京国立博物館編『日本考古展図録』（昭和四五年）一〇〇頁下図。

- ⑧ 『奈良市史（考古編）』（昭和四三年）図版一三。

- ⑨ 後藤守一『古鏡聚英（上篇）』（昭和一七年）図版第六一五。付図二五

- ⑩ 檜崎彰一写真による。

- ⑪ 山川七左衛門編『梅仙居蔵日本出土漢式鏡図集』（大正一二年）図版第五。付図二六

- ⑫ 後藤守一『古鏡聚英（上篇）』（昭和一七年）図版第六三二。付図二八

- ⑬ 佐々木謙編『馬山古墳群』（佐々木古代文化研究室記録）第二、昭和三七（年）図版一一二八。付図四八

- ⑭ 山川七左衛門編『梅仙居蔵日本出土漢式鏡図集』（大正一二年）図版第四。

- ⑮ 鎌木義昌写真による。

- ⑯ 東京国立博物館編『日本考古展図録』（昭和四五年）一〇五頁図。

- ⑰ 梅原末治『椿井大塚山古墳』（昭和三九年）図版第一六上。

- ⑱ 梅原末治『佐味田及新山古墳研究』（大正一〇年）図版第六（二）。ただ

し全文を判読できないので字数は推定による。

- ⑲ 後藤守一・内藤政光・高橋勇『静岡県磐田郡松林山古墳発掘調査報告』（昭和一四年）図版第一四（一）。本鏡は鈕を蛙形につくり、外区の波文帯を獸文帯にかえるなど、特殊な表現が多い。なお、二個の神像のうち三山冠をかぶるものには「王父」、渦状冠をかぶるものには「王母」の二字を、それぞれ右上部に鋳出している。

- ⑳ 七言句による鏡銘のほかに、四言句を一字ずつに分離して方格におさめ、銘帯中に挿入した鏡のばあいには、方格の前後に小乳を省略することがあるので、小乳の個数と字数とが一致しない。大阪府柏原市国分茶臼山古墳鏡はその一例である。後藤守一『古鏡聚英（上篇）』（昭和一七年）図版第六四五。

- ㉑ ただし、銘帯に小乳を挿入したものにも、大阪府柏原市国分茶臼山古墳出土鏡のごとく、「吾作明竟真大好」云々の銘をもつものがある。

- ㉒ 『泉屋清賞』鑑鏡部第一冊（大正一一年）第二五図。

- ㉓ 梅原末治『佐味田及新山古墳研究』（大正一〇年）図版第七（一）。

- ㉔ 柏倉亮吉『滋賀県史蹟名勝天然記念物概要』（昭和一一年）図版第一三下。

- ㉕ 後藤守一『古鏡聚英（上篇）』（昭和一七年）図版第五五二。

- ㉖ 後藤守一『古鏡聚英（上篇）』（昭和一七年）図版第五五一。

- ㉗ 山口県下松市宮洲古墳出土の三角縁をもつ王氏作竜虎鏡に、外区の文様帯として鋸齒文二帯の構成を用いたものがある。後藤守一『古鏡聚英（上篇）』（昭和一七年）図版第三七六。

- ㉘ 梅原末治『椿井大塚山古墳』（昭和三九年）図版第二二。

- ㉙ 梅原末治『近畿地方古墳墓の調査（三）』（『日本古文化研究所報告』第九、昭和一三年）図版第四二（一）。

- ㉚ 山陽新聞社編『邪馬台国と吉備の国展』（昭和四四年）四六頁図。

- ㉛ 奈良県新山古墳出土のF₁型式鏡に、同じく「天王」七個、「日月」一個を獸文帯中に内向して挿入したものがある。ただし獸文帯の図形は外

向する。後藤守一『古鏡聚英（上篇）』（昭和一七年）図版第五七4。

③2 日本経済新聞社編『日本のあけぼの展』（昭和四三年）三九頁上図。

付図八

③3 東京国立博物館編『日本考古展目録』（昭和四四年）七六頁右上図。

③4 山口県宮洲古墳出土の王氏作竜虎鏡は、内側の文様帯に櫛歯文帯を用いず珠文帯にかえている。この鏡には波文帯がなく、「王氏作竟四夷服、多賀国家人民息、胡虜殄威天下復、風雨時節五穀孰、長保二親得天力」の三五字の鏡銘を右廻りに鑄出した銘帯がある。その銘帯が蒲鉾形にくらんだ特殊な断面をもつことは、同範鏡35と共通する特徴であり、その35が銘帯の内外両側に櫛歯文帯を用いているので、宮洲鏡の珠文帯が櫛歯文帯の代用であることを推察できるのである。注②参照

③5 小林行雄『古墳時代の研究』（昭和三六年）口絵38。

③6 人頭竜身の副神像は、呉の半円方格帯神獸鏡に例を見るものである。

補記

本稿提出後に検出した同範鏡二種を、校正にあたり余白を利用して補足しておく。

補1 □□□□・獸文帯四神四獸鏡（中間式） D型式

〔銘〕「□□□□」四個所。方格内を十字に区画して四言句をおさめるが判読できない。

〔同範鏡〕宮崎県児湯郡高鍋町持田第四八号墳（推定）。梅原末治『持田古墳群』（昭和四四年）図版第二六。

群馬県前橋市後閑町天神山古墳。東京国立博物館編『日本考古展図録』（昭和四五年）一〇一頁下図。

補2 王氏作徐州銘四神四獸鏡（単像式） G'型式

〔銘〕「王氏作竟甚大明、同出徐州刻鏤成、師子辟邪饒其嬰、仙人執節坐中庭、取者大吉樂未央」（左廻）

〔同範鏡〕滋賀県野洲郡野洲町富波古富波山古墳。梅原末治編『欧米蒐儲支那古銅精華 鏡鑑部二』（昭和八年）図版一〇三。

③7 獸形の頭部を正面から見た形に表現することは、竜虎鏡において、口を開く姿は側面形であらわしながら、鼻梁の左右に両眼を示す点では正面積ともいえる表現を用いていることと、あるいは相関関係をもつものかと考えている。

③8 注③1にあげた奈良県新山古墳出土のF₁型式鏡もまた、傘松形によって二分した各二区において、二個の獸形が対向する例である。

③9 そのほか、H・H'兩型式に属する三鏡のうち、文様帯として波文帯を用いる二鏡もまた、外区内側斜面に鋸歯文を使用していない。

④0 D型式の二例は、福岡県石塚山古墳出土の日・月・獸文帯四神四獸鏡（付図八）と、群馬県前橋天神山古墳出土の獸文帯四神四獸鏡とである。前橋天神山鏡は東京国立博物館編『日本考古展図録』（昭和四五年）一〇一頁下図参照。

フリア美術館蔵。梅原末治編『欧米蒐儲支那古銅精華 鏡鑑部二』（昭和八年）図版一〇二。

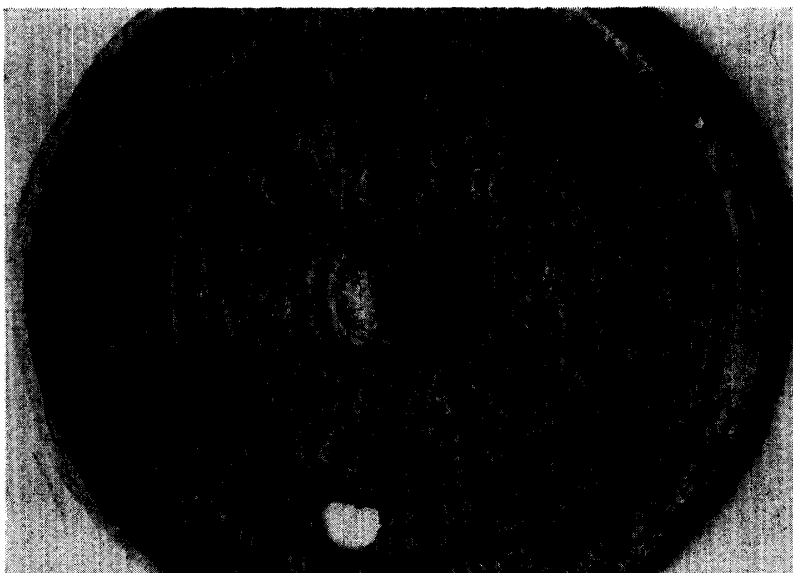
ただし古富波山古墳鏡銘は従来は「王氏作竟甚大好」と判読されてきた。いま、あえてそれを改めたのは、早くからその文字を「明」と読んでいた人があったことを知りえたからである。いずれにしても、三角縁神獸鏡の型式分類にあたって、本鏡の示す一型式を加算しなかったことは手落ちであつた。とりあえず、これをG'型式として補足するが、他日、改訂の機会をえたときには、このほうを新G型式とし、本稿のG型式を新G'型式とすることにした。その理由はF₁・F₂両型式との関係によるものである。すなわちG型式とF₂型式とが、四区の中の二区において神像・獸形の位置・体向を同じくするように、G'型式はF₁型式とのあいだに同様な関係をもつからである。

なお本鏡は、鏡銘のうちに「同出徐州」の四字をふくむが、C型式その他の四言句からなる徐州銘鏡とちがって、七言句を用いている。また、外区内側斜面に鋸齒文を使用する点でも、C型式と相違するのみでなく、G型式とも趣を異にする。他の型式に準じて、その特色をあげておく。

G' 型式 単像式四神四獸鏡。四区とも向かつて右に神像を、左に獸形をおく。四個の獸形はすべて向かつて右を向く。七言句による長文の銘帯をもつ某氏作鏡。乳は素乳、鈕座は有節重弧文圈座。

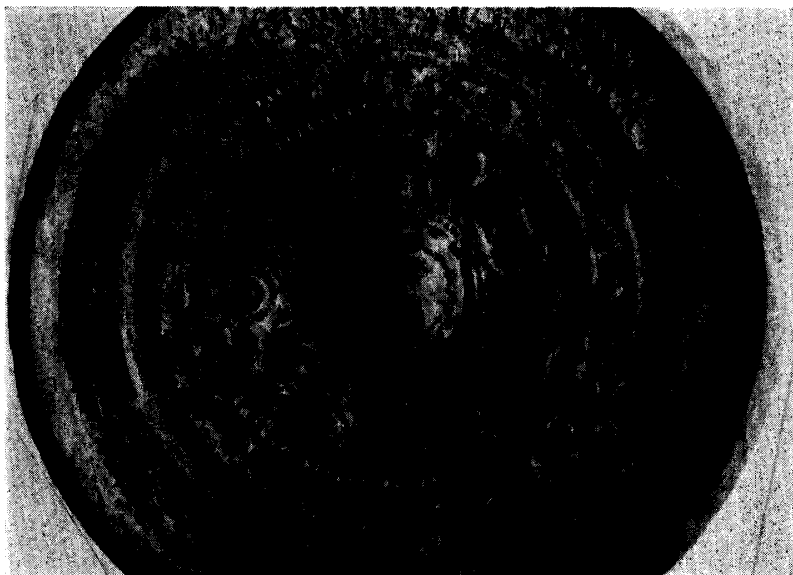
一 6 陳氏作神獸車馬鏡 X型式

(岡山湯迫車塚古墳出土・三木文雄写真)



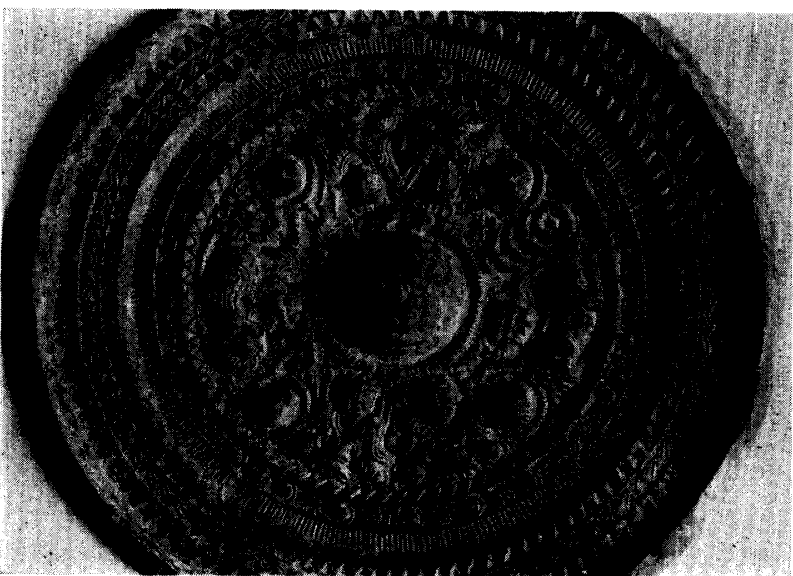
二 7 陳氏作神獸車馬鏡 X型式

(岡山湯迫車塚古墳出土・鎌木義昌写真)



三 8 陳是作四神二獸鏡 X型式

(岡山湯迫車塚古墳出土・三木文雄写真)





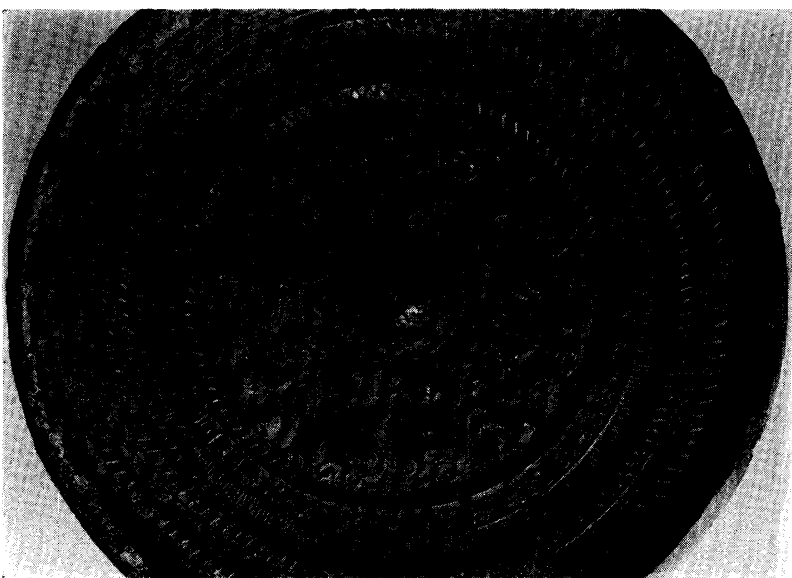
四
9 新作徐州銘四神四獸鏡 C型式

(岡山湯迫車塚古墳出土・三木文雄写真)



五
10 張氏作三神五獸鏡 B型式

(京都椿井大塚山古墳出土)



六
11 吾作三神五獸鏡 B型式

(京都椿井大塚山古墳出土)

七 12 吾作三神五獸鏡 B型式

(京都椿井大塚山古墳出土)



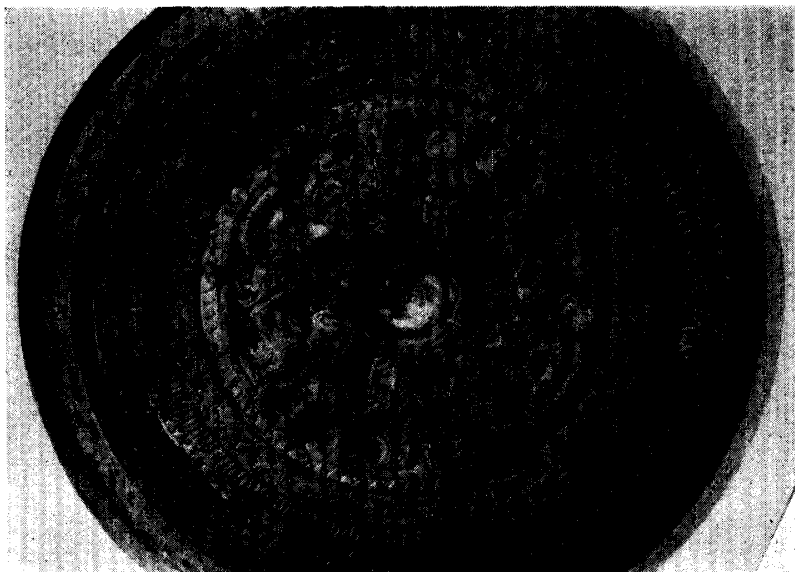
八 日・月・獸文帶四神四獸鏡 D型式

(福岡石塚山古墳出土・樋口隆康写真)



九 13 吾作四神四獸鏡 E型式

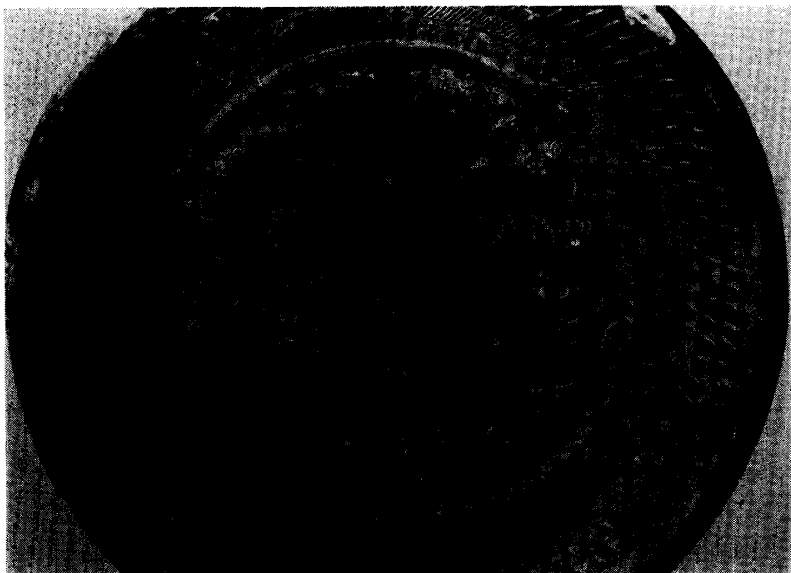
(奈良新山古墳出土・『佐味田及新山古墳研究』)





二〇 14 吾作四神四獸鏡 A型式

(広島中小田古墳出土・潮見浩写真)



二 15 吾作徐州銘四神四獸鏡 A型式

(京都椿井大塚山古墳出土)

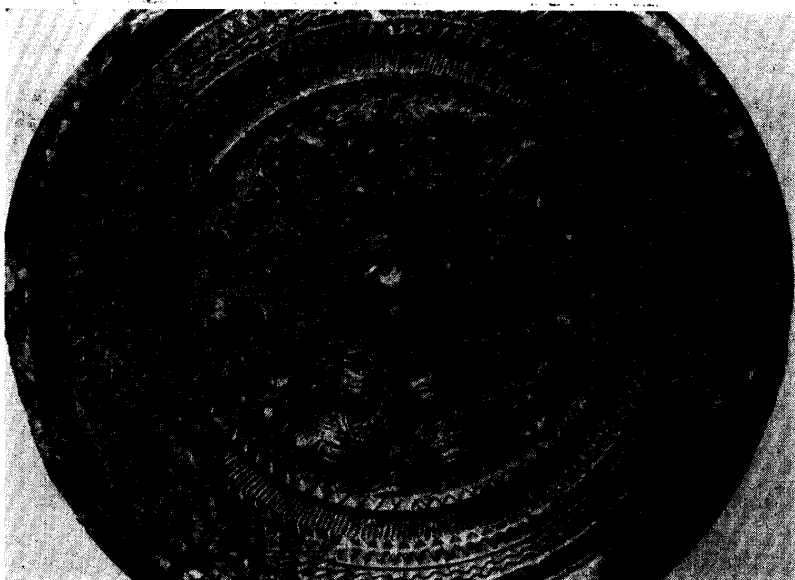


二三 16 唐草文帯四神四獸鏡 A型式

(京都久津川車塚古墳出土・『久津川古墳研究』)

一三 17 櫛齒文帶四神四獸鏡 A型式

(京都樺井大塚山古墳出土)



一四 18 獸文帶五神四獸鏡 A型式

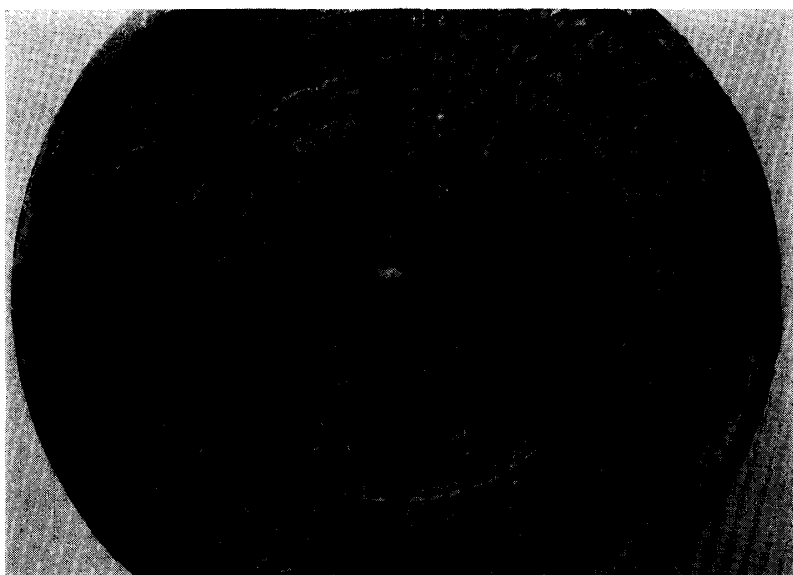
(岡山湯迫車塚古墳出土・三木文雄写真)



一五 19 天王日月・唐草文帶四神四獸鏡 A型式

(奈良佐味田古墳出土・『古鏡聚英』)





二六 20 天王・日月・獸文帶四神四獸鏡 A型式

(京都椿井大塚山古墳出土)



二七 21 天王・日月・獸文帶四神四獸鏡 F₁型式

(京都椿井大塚山古墳出土)

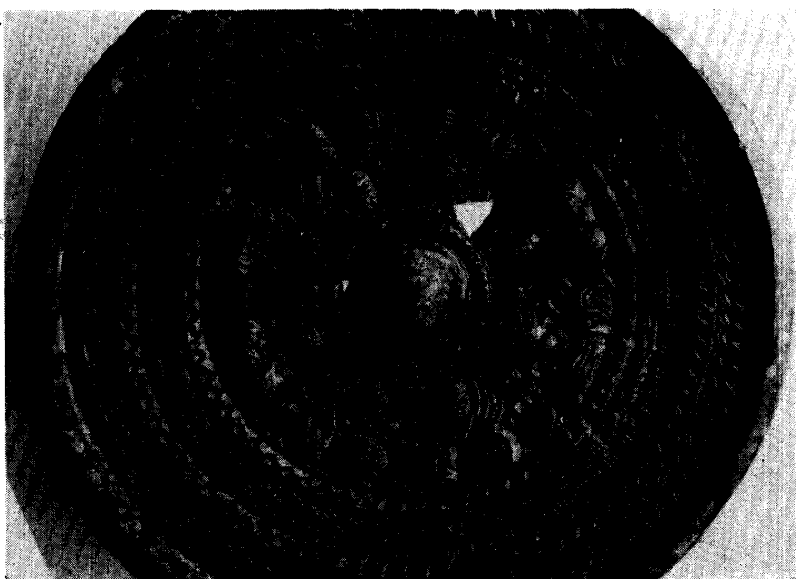


二八 22 天王・日月・獸文帶四神四獸鏡 F₁型式

(京都椿井大塚山古墳出土)

元 23 天王・日月・獸文帶四神四獸鏡 F₁ 型式

(福岡石塚山古墳出土・樋口隆康写真)



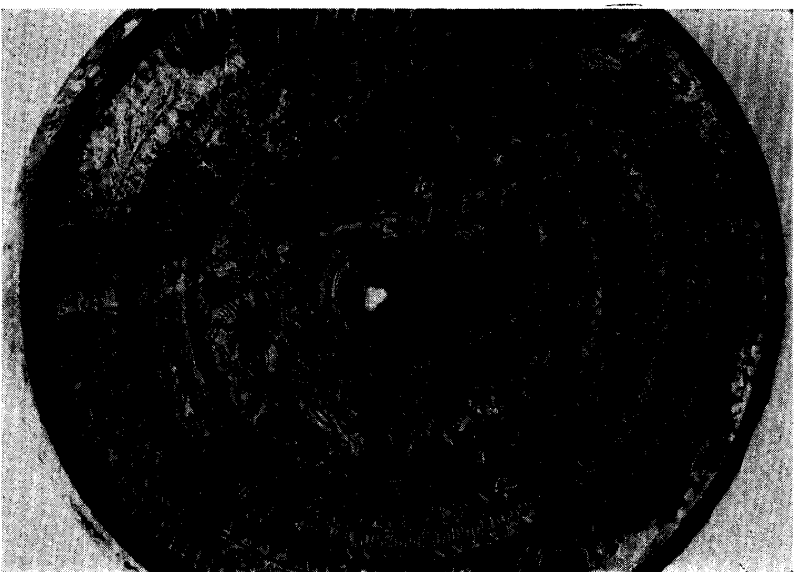
二 24 天王・日月・獸文帶四神四獸鏡 F₂ 型式

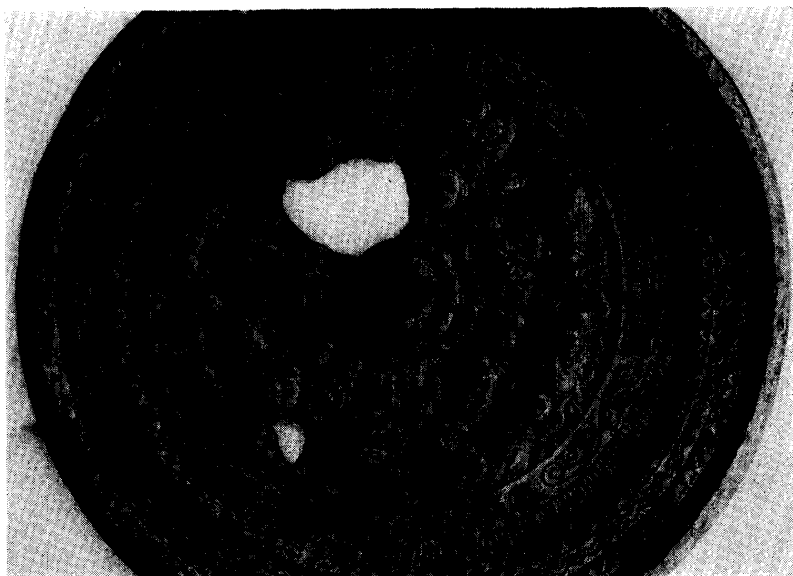
(岡山湯迫車塚古墳出土・三木文雄写真)



三 25 天王・日月・獸文帶四神四獸鏡 F₂ 型式

(京都椿井大塚山古墳出土)





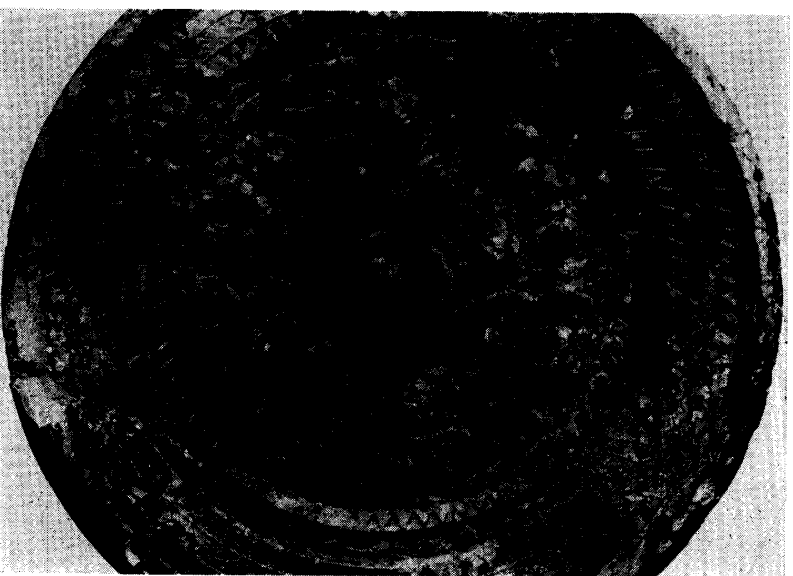
三 26 日月日・唐草文帯四神四獸鏡 F₂型式

(静岡経塚古墳出土・樋口隆康写真)



三 27 天王日月・鋸歯文帯四神四獸鏡 G型式

(大分赤塚古墳出土)

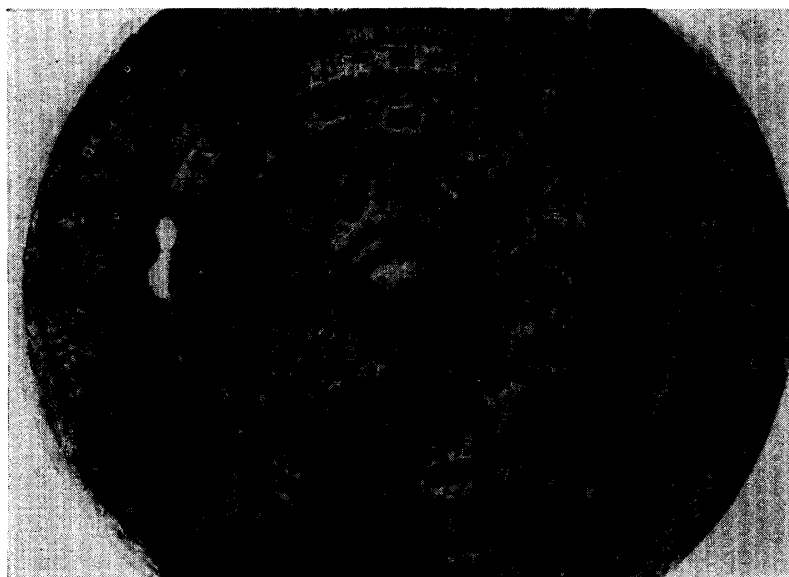


三 28 天王日月・獸文帯四神四獸鏡 G型式

(京都椿井大塚山古墳出土)

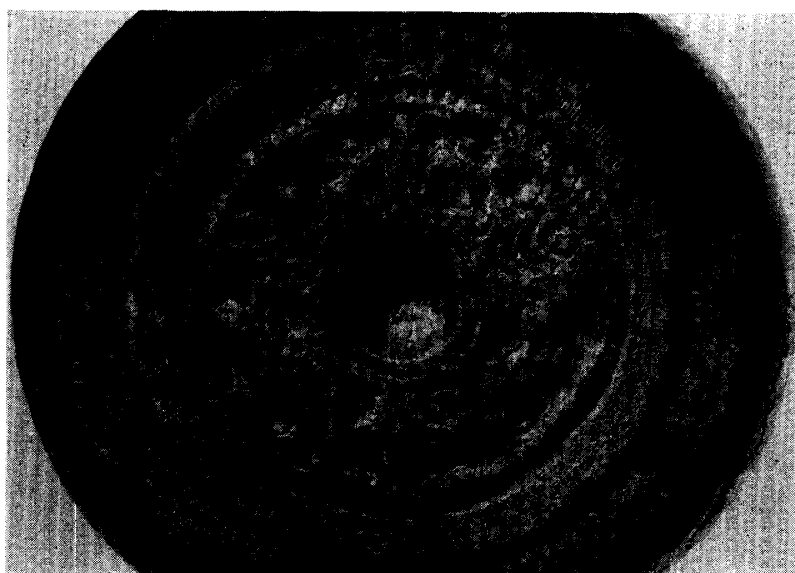
三五 陳氏作四神二獸鏡 H型式

(滋賀古富波山古墳出土・『古鏡聚英』)



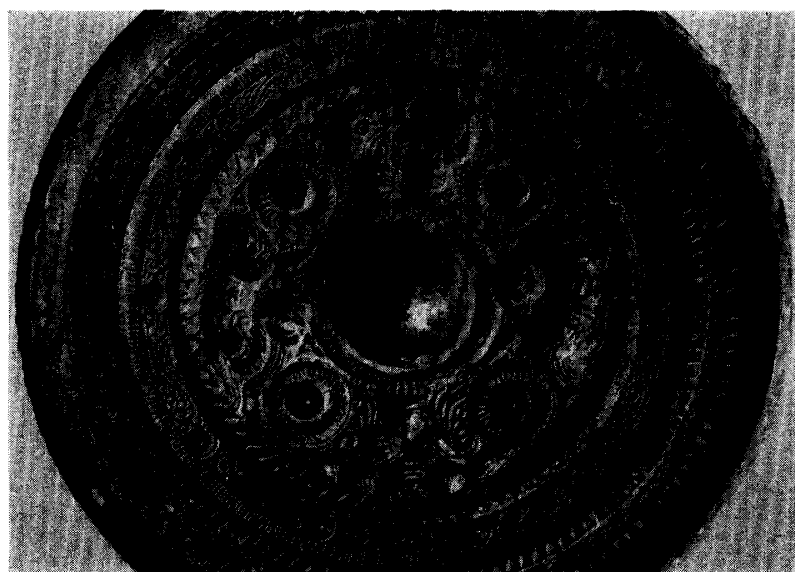
三六 波文帶四神二獸鏡 H'型式

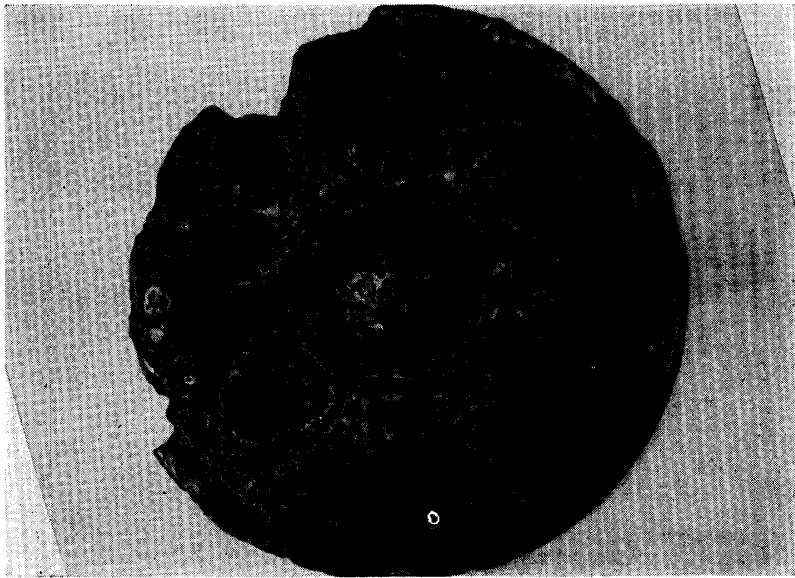
(伝熊本八代郡出土・『梅仙居蔵日本出土漢式鏡図録』)



三七 29 唐草文帶三神二獸鏡 I型式

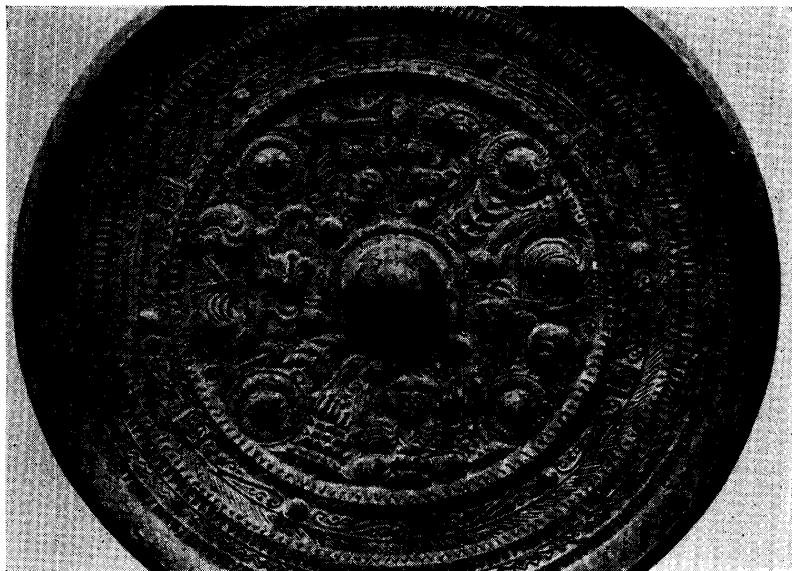
(兵庫日岡東車塚古墳出土)





元 三神二獸鏡 I' 型式

(奈良鏡作神社蔵)



元 30 唐草文帶二神二獸鏡 J₁ 型式

(大分赤塚古墳出土)



三 31 天・王・日・月・獸文帶二神二獸鏡 J₁ 型式

(福岡沖ノ島一八号遺跡出土・『続沖ノ島』)

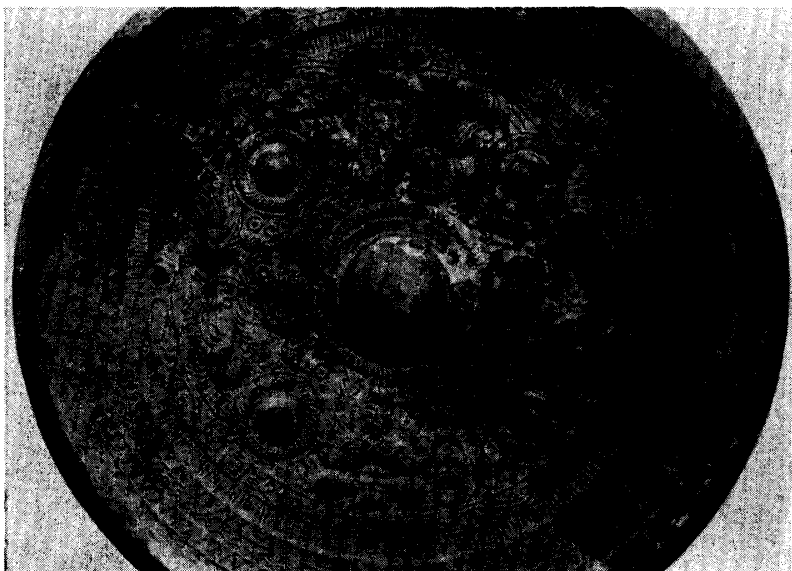
三 32 天・王・日・月・獸文帶二神二獸鏡 J₁型式

(京都椿井大塚山古墳出土)



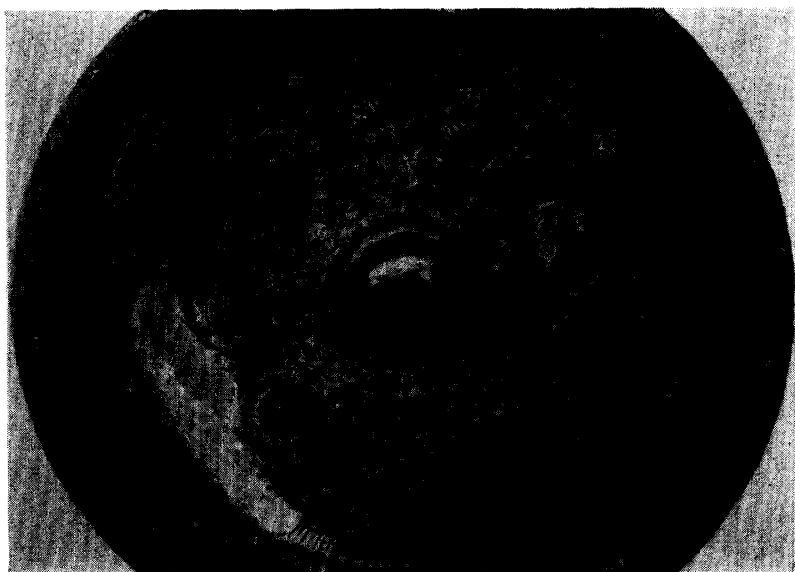
三 33 天・王・日・月・唐草文帶二神二獸鏡 J₁型式

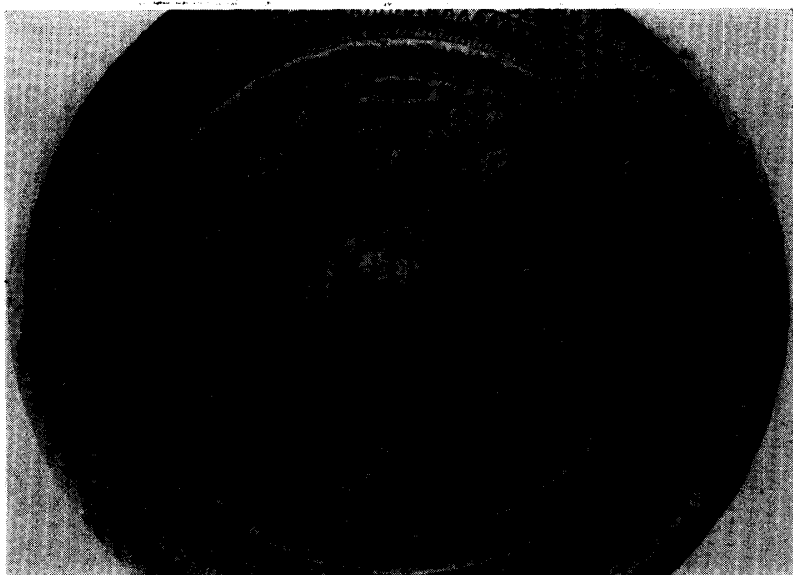
(京都南原古墳出土・『京都府報告』)



三 34 天・王・日・月・獸文帶二神二獸鏡 J₁型式

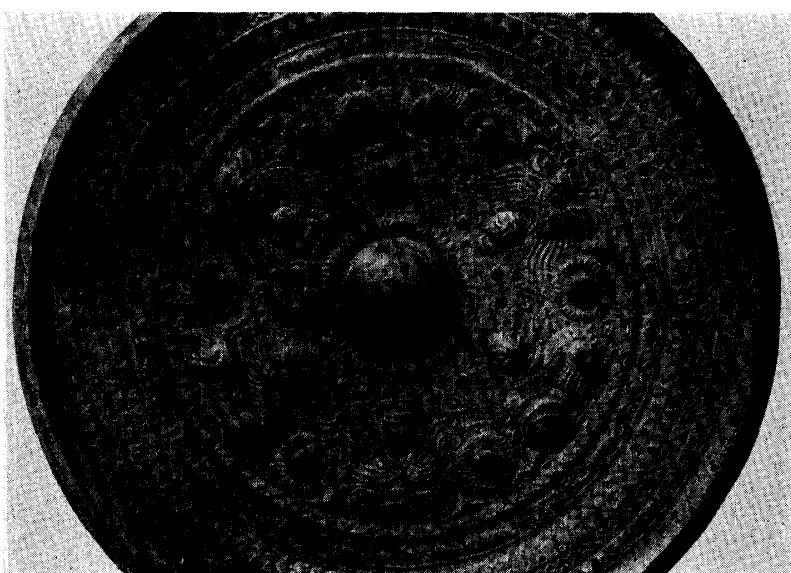
(奈良金崎古墳出土・『古鏡聚英』)





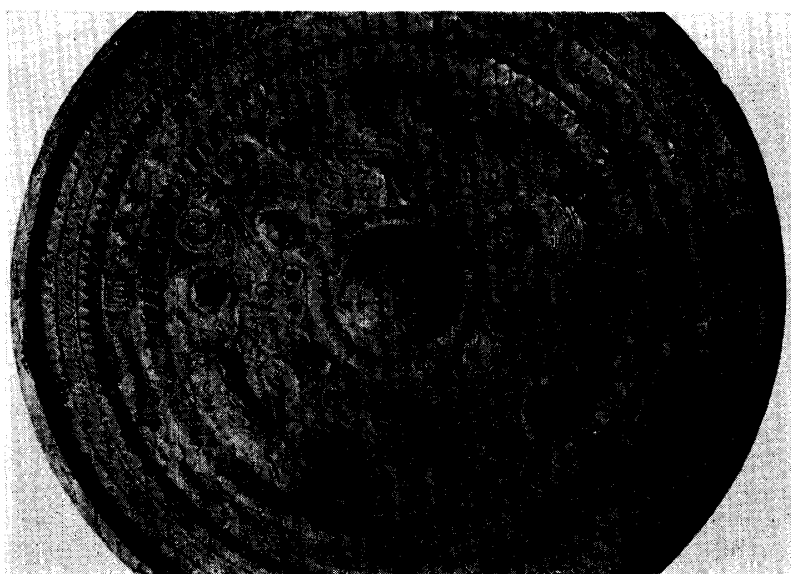
三
35 尚方作「神」獸鏡 J₂型式

(奈良新山古墳出土・『古鏡聚英』)



三
36 長・宜・子・孫・獸文帶三神三獸鏡 K₁型式

(大阪紫金山古墳出土)



三
37 君・宜・高・官・獸文帶三神三獸鏡 K₁型式

(京都南原古墳出土・『京都府報告』)

三 38 天王日月・獸文帶三神三獸鏡 K₁型式

(大分赤塚古墳出土)



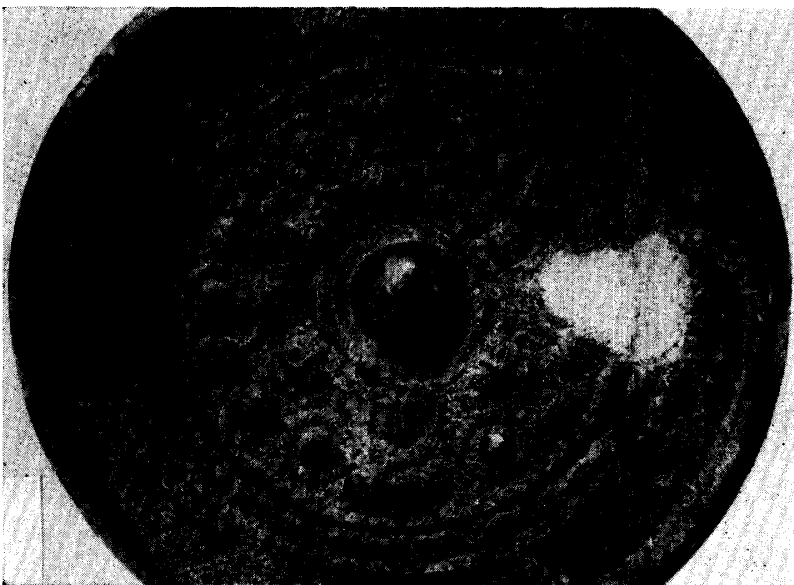
三 39 天王日月・獸文帶三神三獸鏡 K₁型式

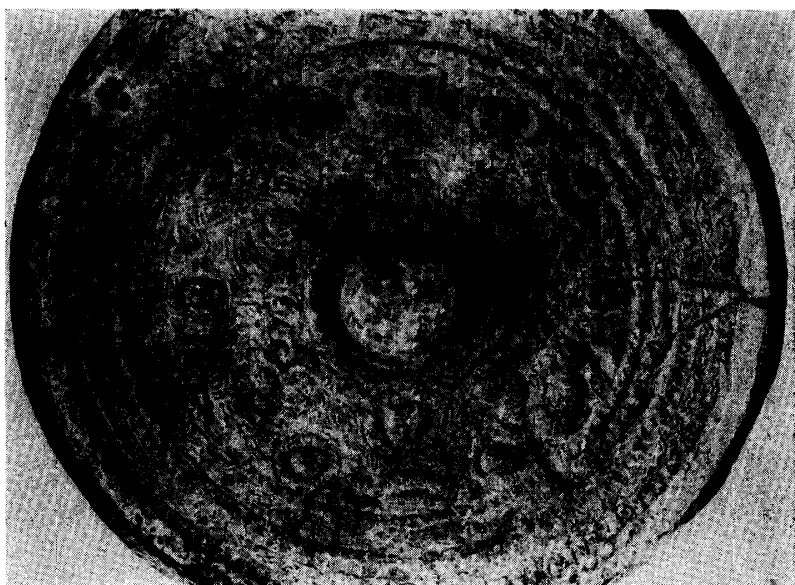
(大分赤塚古墳出土)



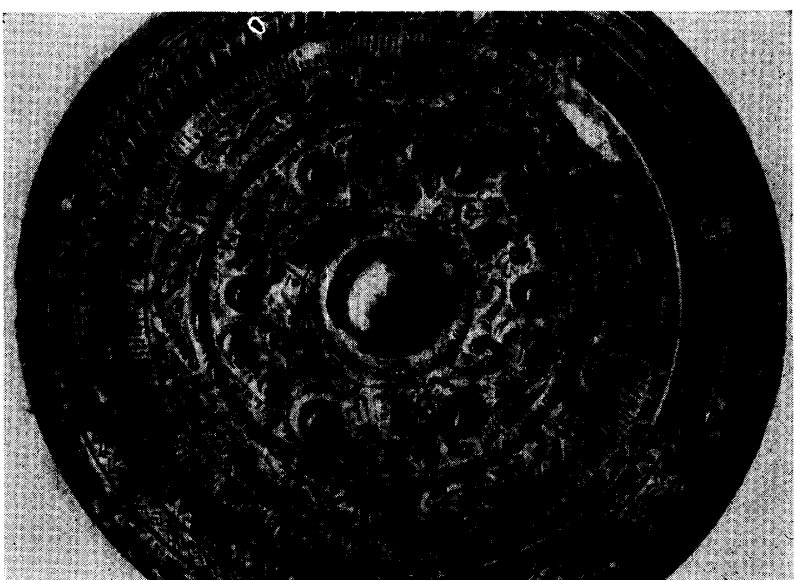
三 40 君・宜・官・獸文帶三神三獸鏡 L₂型式

(奈良佐味田古墳出土・『佐味田及新山古墳研究』)

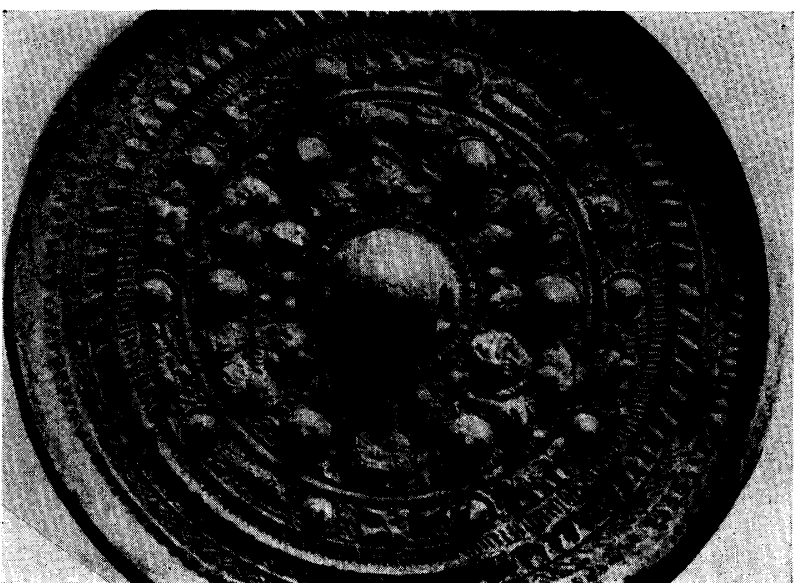




四一 天・王・日・月・獸文帶三神三獸鏡 L₁型式
(福岡原口古墳出土)



四二 日・月・獸文帶三神三獸鏡 L₁型式
(静岡寺谷銚子塚古墳出土・『古鏡聚英』)



四三 獸文帶三神三獸鏡 K₁型式
(大阪真名井古墳出土・『河内における古墳の調査』)

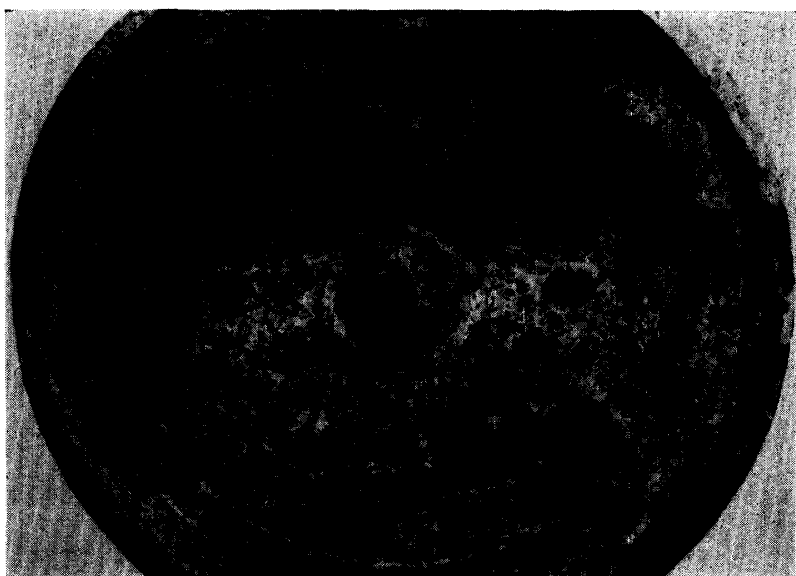
㊦ 44 波文帯三神三獸鏡 K₁型式

(大分亀甲古墳出土・『古鏡聚英』)



㊦ 45 波文帯三神三獸鏡 K₂型式

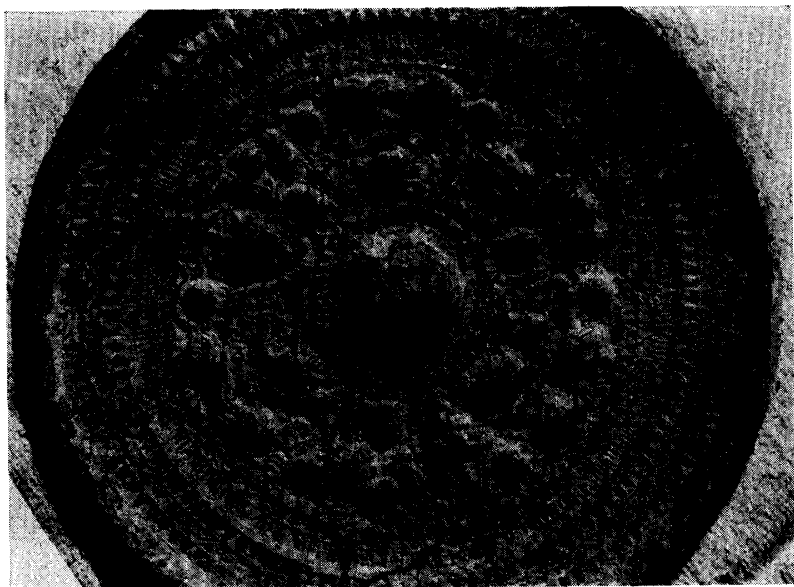
(兵庫三ツ塚古墳出土・『兵庫県報告』)



㊦ 46 波文帯三神三獸鏡 L₂型式

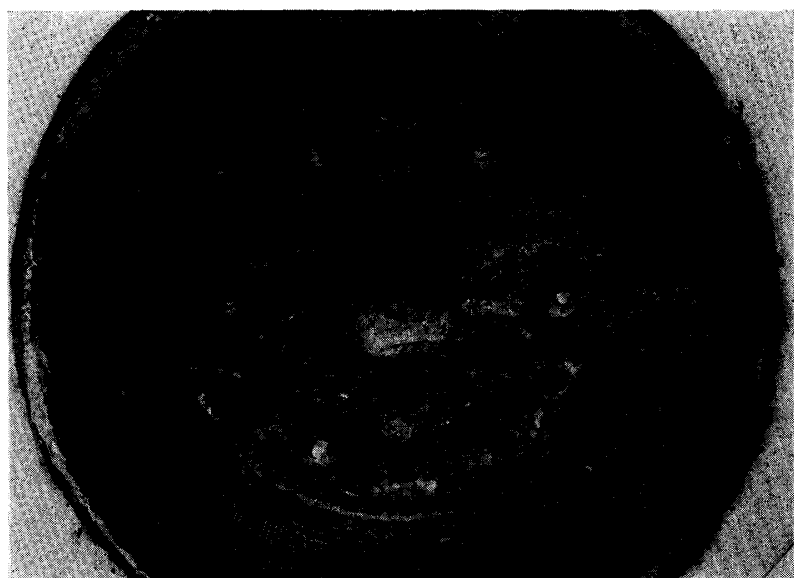
(岐阜長塚古墳出土)





冥 47 波文帯三神三獸鏡 L₁型式

(兵庫御旅山古墳出土・松本正信写真)



冥 48 波文帯三神二獸博山炉鏡 M型式

(岐阜円満寺山古墳出土・檜崎彰一写真)



冥 波文帯三神二獸博山炉鏡 M'型式

(鳥取馬ノ山古墳出土・大村雅夫写真)